

監査委員公表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項により、次のとおり公表します。

平成14年5月14日

三重県監査委員	秋	田	一	民
三重県監査委員	水	谷	俊	郎
三重県監査委員	川	端	治	夫
三重県監査委員	川	岸	光	男

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、適正に行われているかなどについて、監査を実施するものである。

第2 監査対象事務及びその選定理由

1 監査対象事務

監査対象事務は、「地震に対する防災体制（災害予防）について」とした。

2 監査対象事務の選定理由

本県は、過去に東南海地震（昭和19年）や南海地震（昭和21年）などによって、甚大な被害を受けている。また、最近では、平成12年10月に三重県中部を震央とする地震（震度5弱紀伊長島町）が発生したことや東南海地震の発生確率（今後30年以内に50%）の公表等により、国及び各地方自治体においては、住民の安全を確保するため、地震に対する災害予防対策の強化が緊急の課題となっている。

地震防災対策に係る本県の基本計画である「三重県地域防災計画震災対策編」は、阪神・淡路大震災等を契機に見直しが行われ、防災体制の充実が図られてきたが、地震発生への予測は難しいことから、被害を最小限にとどめるためには、平時からの備えや迅速かつ確かな初動体制の確保に努めることが重要である。

このようなことから、「三重県地域防災計画震災対策編」に基づき、地震防災の予防体制が適正に執られているかについて監査し、もって県民の安全・安心に資することを目的とする。

第3 行政監査の概要

1 実施時期

平成13年6月から平成14年5月までの間に実施した。

2 実施方法

事務局職員が監査対象の事務を所管、実施している課所において、各課所から提出された監査調書をもとに予備監査を行い、専門家の意見を聴取し、それらの結果を踏まえて委員監査を実施した。

3 監査の対象及び対象課所

(1) 監査の対象

監査の対象は表-1のとおりで、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第40条の規定に基づき策定している「三重県地域防災計画震災対策編・平成11年修正」の災害予防計画等において、主として地震防災に対する啓発、情報の収集・伝達、防災訓練など地震災害に備えて行うべき業務（地すべり対策など施設整備を除く。）で、平成12年度の実施内容等とした。

(2) 監査の対象課所

監査対象課所は、地震防災予防等の事務を所管、実施する課所とした（表-1）。

なお、予備監査において、知事部局等49課所で実地による監査を行った。

[表-1 監査の対象及び監査の対象課所]

監 査 の 対 象		監 査 の 対 象 課 所
防災思想・防災知識の普及計画	1 県民に対する普及計画	総合企画局、地域振興部、教育委員会
	2 児童生徒等に対する普及計画	
	3 職員に対する防災教育	
	4 個人備蓄の推進	
防災訓練実施計画	1 総合防災訓練	総合企画局、総務局、生活部、健康福祉部、環境部、農林水産商工部、地域振興部、県土整備部、出納局、企業庁、病院事業庁、
	2 基礎訓練	
	3 広域合同防災訓練	



- イ 県民が実施する防災訓練への支援は行われているか
- (3) 自主防災組織等に対する支援
  - ア 自主防災組織に対する支援は適切に行われているか
  - イ 災害救援ボランティアに対する支援は適切に行われているか
  - ウ 自主防災組織等との連携は図られているか
- (4) 防災資機材の整備
  - ア 資機材の数量は適切か
  - イ 資機材の機能及び品質は保持されているか
- (5) 情報の収集及び伝達の体制
  - ア 情報の収集手段は適切に整備されているか
  - イ 情報の伝達手段は適切に整備されているか
  - ウ 市町村等防災関係機関との連携は図られているか
- (6) 医療・救護体制
  - ア 医療体制は適切に整備されているか
  - イ 医療品等を確保・調達する体制は整備されているか

## 5 アンケート調査

### (1) 防災ボランティアアンケート調査の実施

災害救援ボランティアネットワークみえ（NAD - みえ）を構成する7団体に所属しているボランティアを対象にして、三重県の地震防災対策に対する意見を把握するため、平成13年8月から10月にかけて、アンケート調査を実施した。

### (2) 職員アンケート調査の実施

三重県地域防災計画に掲げられている各対策のうち、職員に対し周知するもの及び住民に対し普及・啓発するものに関して、職員にどの程度周知され、実行しているかを把握するため、平成13年8月及び11月に職員を対象にして、アンケート調査を実施した。

## 第4 監査の結果及び意見

### (総括)

今回の監査の結果、各部局は、三重県地域防災計画に定める防災対策に取り組み、自主防災組織の結成率、医薬品等の確保・供給体制など計画どおり整備されているものが認められたものの、

- 1 計画どおりの配備体制が確保できていないなど初動措置を迅速に実施できる体制になっていないこと。
- 2 職員の地震防災に対する意識が極めて低いこと。
- 3 ボランティアへの支援など関係部局が連携して行うべき対策において、総合行政としての取組みが不十分であること。
- 4 防災対策の整備状況について、全体を把握する進行管理が行われていないこと。
- 5 県民への地震防災に対する意識啓発に関する取組みが少ないこと。

など改善又は検討を要する事項が多くあり、大規模地震発生時には、県の防災体制が一体として十分に機能しないおそれがある。

県では、昨年12月6日に知事を議長に各部長等で構成する「三重県地震対策会議」を発足させ、避難、救急対策等の具体的なマニュアルとなる地震対策アクションプログラムを本年度中に策定し、防災対策の強化を推進することとしているが、以下に記述する意見及び各個別計画の課題等を当該プログラムの策定等に反映させて、地震防災体制の充実を図り、住民の生命、身体及び財産の安全確保に向け、早急に取り組まれない。

また、県の地震防災対策について防災ボランティアに、地震に対する防災意識について職員にそれぞれアンケート調査を行ったので、その結果についても事務改善の参考とされたい。

### (意見)

#### 初動体制の確立

### 1 配備体制の徹底

- (1) 平成12年10月31日（火）に発生した三重県中部地震（震度5弱）では、配備基準により警戒体制を執る必要があったが、配備計画どおりの体制を確保できていない課所が多数見受けられた（表-2）。

被害を最小限にとどめるには、初動措置を行う職員の迅速な参集が不可欠であるが、職員アンケートで

は、非常参集となる要件を把握している職員の割合が13%、防災ハンドブックの常時携帯が8%であるなど、職員の防災意識は極めて低い(表-3)。

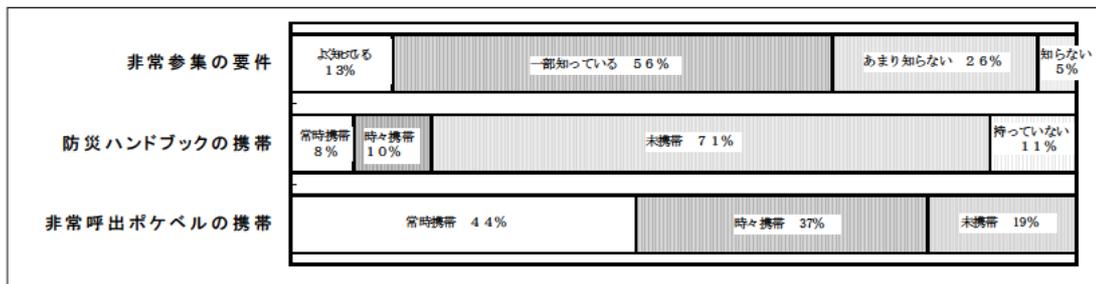
職員の参集を確実にするためには、非常参集訓練等を効果的に実施することにより、配備計画を職員に周知、徹底し、初動体制が迅速かつ確実に立ち上げられるようにする必要がある。

また、地震などの突発型の災害においては日頃から心の備えが重要であることから、全職員に対して継続的な防災研修を実施し、一人ひとりが常に防災意識を持ち続けるよう、意識の向上に一層努める必要がある。

[表-2 三重県中部地震時の配備体制状況] ( )内は課所数

	計 画 配 備 人 員	実 績 配 備 人 員
本 庁	34 (22)	31 (17)
地 域 機 関	230 (76)	99 (39)
計	264 (98)	130 (56)

[表-3 職員アンケート結果]



(2) 地震による交通の途絶によって、所属課所に参集できない職員が相当数であると思われるので、毎年度、交通途絶時における所属職員の参集場所を把握して、当該課所の配備体制を検証し、初動措置を実施できるよう必要人数を確保されたい。

2 初動対応マニュアル等の整備

(1) 地方部において、地震災害に対して実施する応急対策等の内容について担当者に尋ねたところ、その内容が分からない対策があるとする課所が、10ヶ所(調査18ヶ所)あった。

これは、地方部が担当する応急対策等の内容について、災害対策本部の所掌事務に準じて十分議論されずに、そのまま災害対策活動実施要領として、定めていることなどが原因と考えられるので、地方部は本庁所管課等と協議し、その地域の状況に応じた応急対策等の内容を明確にされたい。

(2) 地震発生時の初動措置を迅速かつ確に行うため、一部の部局では所掌事務ごとに被害情報の収集・伝達先などの初動措置内容を明記したマニュアルを作成しているが、全庁的には作成されていなかった。

地震発生時には相当の混乱が予測されるので、初動措置を誰でも行うことができるよう、所掌事務の内容を緊急度・重要度を勘案して、時系列的に整理した初動対応マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルの有効性について、訓練等を通じて常に検証、改善していく必要がある。

また、初動対応マニュアルは、参集した職員が直ちに参照できるよう保管場所を統一しておく必要がある。

(3) 大規模地震発生時には、いかに速く初動体制を執るかが被害拡大を防ぐうえで重要となることから、本県では、平成9年12月から迅速な初動体制を確立するために、防災担当職員と技術員の2名による24時間の監視体制を開始した。平成13年度からは、外部委託による宿日直体制とし、地震発生時の初動措置を宿日直者と県庁近傍の消防防災課職員(特別班)の登庁により対応することに変更した。

しかし、地震に対する防災対策が進んでいる静岡県や兵庫県においては、一刻も速い初動体制の確立と防災意識の高揚・保持を図るため、職員と外部委託者等による宿日直体制を執っていることから、また、県内沿岸部の市町村が東海地震防災対策強化地域に指定を受けたことから、これらの県を参考に、本県においてもこれまでの経緯を踏まえ、職員の宿日直の必要性について、さらに検討されたい。

3 応急対策活動用資機材等の備え

(1) 応急対策用の活動用資機材(投光機、浄水機等)については、大規模な被害に対応するための活動拠点施設に備蓄するものとして、平成12年度から広域防災拠点施設(中勢拠点:鈴鹿市石薬師町)に整備が始められている。

現在、広域防災拠点として、5ヶ所計画しているが、その中でも孤立化のおそれ大きい東紀州地域に

については、その必要性が高いので整備を急がれたい。

- (2) 災害対策本部の職員用物資については、職員が3日分の食料等を携行して登庁することとしているものの、不測の事態に備え、食料、飲料水を備蓄しているが(表-4)、本部(県民局を含む)職員用の備えとしては、備蓄量、備蓄品目とも不十分であるから、備蓄計画を作成し、保管場所も考慮して計画的に備蓄されたい。

[表-4 災害対策本部職員用物資の備蓄状況]

対象	保管場所	備蓄量
災害対策本部職員	消防防災課内	1 飲料水 36ℓ
		2 災害用クラッカー 70食
	第2統制局内(旧児童相談所)	1 飲料水 420ℓ
		2 災害用クラッカー 1,610食
	3 アルファ米 1,750食	

4 情報の収集・伝達

- (1) 情報の収集・伝達手段については、県、市町村、消防、防災関係機関等を結ぶ「三重県防災行政無線ネットワークシステム」を構築しており、おおむね整備が完了している。

しかし、ボランティアの活動拠点となるみえ市民活動ボランティアセンター(アスト津)や災害拠点病院の一部において、移動系無線の対応では不十分であるため、防災行政無線設備の設置を図られたい(表-5)。

また、職員アンケートでは、「防災行政無線を使用したことがない(73%)」という結果がでており、現状では防災行政無線による円滑な情報収集等ができないことが危惧されるので、日常から防災行政無線を使用し、全職員が習熟しておく必要がある。

[表-5 三重県防災行政無線の整備状況]

	整備ヶ所数	未整備ヶ所数
県・市町村機関	96	1
消防・防災関係機関	25	-
ライフライン関係機関	5	-
災害拠点病院	3	3
計	129	4

- (2) 被害情報の収集については、市町村等からの情報収集を基本にしているが、被害情報を迅速に収集することは初動措置を講じるうえで重要であることから、三重県防災エキスパート会(県土整備部OBで構成)などのほか、広く情報通信ボランティアを地域ごとに設定するなど被害情報の収集体制を拡充する必要がある。

防災関係機関等相互の連携の向上

1 総合行政としての取組み

ボランティアへの支援、食料や生活必需品の確保などは複数の部局が事前に連携して取り組まなければならない対策であるが、関係部局の連絡・協議等が十分に行われておらず、これまでの実施状況や今後の計画、方針等の情報が共有されていなかった。

また、専門性をもったボランティアの登録についても、活動内容、登録人員、所管団体等の情報が一括してまとめられ、把握されていないなど、各担当部局が縦割りの考え方で個々に実施しており、一体とした対策とはなっていない状況であった。

地震災害には、それぞれの対策が密接に結びついて全体として有効に機能するものであるから、部局間での情報を共有し、連携を強化することにより、総合行政として取り組んでいく必要がある。

2 市町村地域防災計画(震災対策編)の策定促進

防災対策の第一次的責務を有する市町村において、市町村地域防災計画震災対策編を策定していない市町村が、平成14年3月31日現在22団体ある。

災害を最小限にとどめるためには、県計画と市町村計画が整合をとりながら一体となって防災体制を整備することが重要であることから、早急に当該震災対策編を策定するよう、市町村を支援されたい。

3 医療機関との連携

災害発生時における医療・救護体制について、災害拠点病院の整備やトリアージ訓練などは進められているものの、被災地における医療体制やトリアージタッグの標準化、医療機関相互の連携体制の整備などにつ

いては、対策協議会で年 1 回の検討がなされている程度で、現段階では、災害時の被災地における救急医療体制が整備されているとはいえない状況にある。

早期に医療・救護体制を構築することは被害を最小限にとどめるうえで重要なことであることから、年次計画を立て、目標期限等を定めて、医療・救護体制の確立に取り組む必要がある。

トリアージ (triage) とは、治療の優先順位による患者の選別のことをいう。

#### 地域 (コミュニティ) における防災力の向上

##### 1 防災ボランティアとの協働

防災ボランティアは日常的な研修や被災地における救援活動等を実践し、防災活動に積極的に取り組んでいる。

県では、これらの活動を支援するため、災害時にボランティアの活動拠点となる「みえ市民活動ボランティアセンター」の整備やボランティアコーディネーター育成講座等を実施しているが、防災ボランティアとの協力体制は十分に構築されていない (表 - 6)。

県は行政と防災ボランティアとの役割を明確にし、情報の共有化を通じて日常的に意見交換を行い、地震発生時にはボランティアと連携した救援活動等が迅速かつ円滑に実施できるよう、日常的に関係を強化しておく必要がある。

[表 - 6 防災ボランティア意見 (アンケート結果)]

- 1 日頃からの行政等との研修について、52%が不十分と回答。
- 2 行政等との災害時の連絡体制や協力体制について、68%が不十分と回答。
- 3 みえ市民活動ボランティアセンターについて、一般的に知られていない。
- 4 交流の方法・手法・場所等の工夫が必要。
- 5 あまりにも交流の機会が少ないのではないか。
- 6 県・市町村担当者に温度差があり、意思の疎通ができていない。
- 7 災害ボランティアは各地にあるが、地区での活動が多く横の繋がりに欠ける。

##### 2 自主防災組織等の強化・連携

自主防災組織の結成率は平成14年 1 月 1 日現在80.1%と順調に増えており、取組みが成果として現れてきている (表 - 7)。

県では、これらの団体に対し、防災資機材の整備費補助や研修会を実施しているものの、訓練に対する県の協力・支援が3団体にしか行われていないなど自主防災組織の活動能力の面で危惧されるとともに、組織のネットワーク化も平成14年 1 月 1 日現在では52市町村にとどまっている。

地域における被害を最小限に抑えるには、自主防災組織の活動能力の向上や連携・協力が必要であることから、資機材を活用した訓練の実施や組織のネットワーク化を市町村と連携して積極的に行い、組織の活性化を進められたい。

また、自主防災組織、消防団、地域ボランティア団体、企業等についても、より広域的なネットワーク化を図り、地域防災力の向上に努められたい。

[表 - 7 自主防災組織率及び組織数等の推移]

項 目	H9.4.1	H10.4.1	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.1.1
自主防災組織数	1,700	1,929	2,211	2,470	2,860	2,964
組織率 (%)	50.0	55.9	62.3	69.3	76.9	80.1
活動支援協議会数	-	-	1	1	1	52
訓練実施率 (%)	-	-	73.6	59.7	71.9	69.7

注 活動支援協議会は、同一市町村内の自主防災組織で構成する広域的なネットワークである。

#### 県民への防災意識の高揚等

##### 1 県民の防災意識

三重県地域防災計画では、個人備蓄など県民の自主的な取組みを期待しているが、防災ボランティアアンケート (表 - 8) や職員アンケートでは、「飲料水等の備蓄を行なっている (40%)」、「初期消火用の消火器を配備している (48%)」という結果であった。

また、建築物防災週間に合わせて実施している耐震改修相談が、平成12年度は数件であることから、県民への地震災害に対する意識啓発が進んでいない状況がうかがわれる。

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえ、個人備蓄等の防災対策が促進されるよう継

続的に広報を行い、県民の防災意識の高揚により一層努められたい。

[表 - 8 防災ボランティア意見 (アンケート結果)]

- 1 個人備蓄率は低いように思われる。
- 2 伊勢湾台風以来大きな災害に遭遇していない県民にとって、個人備蓄という認識が実感としてわいてこない。
- 3 災害のあとには備蓄も少し考えるが、日を追う毎に薄れていく。
- 4 PRが不十分。
- 5 県の考えは、全然、すそ野まで伝わっていない。
- 6 基本は自分の身は自分で守ることだと思うので、災害から身を守る方法を教育してください。
- 7 市民参加の呼びかけが少ない。
- 8 各地の自主防災組織で、災害時にどこまで対応できるか疑問である。

2 災害弱者への配慮

高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害弱者に対しては、十分な配慮が必要であることから、三重県地域防災計画では広報、訓練、備蓄等の対策において配慮するよう求めている。

しかし、取組状況は次のとおり、十分配慮しているとはいえない状況 (表 - 9) であるので、関係団体や高齢者等から意見を聴くなどにより、災害弱者への配慮を一層充実する必要がある。

[表 - 9 災害弱者へ配慮した内容]

項 目		対 象 者	内 容 (平成 12 年度の実施状況等)
広 報	テレビ	聴覚障害者	1 文字放送 (1 週間更新24時間放送) 年間 3 週間 防災に役立つ気象情報、防災週間に伴う自主防災点検 2 手話通訳付き県政テレビ番組 1 回
	パンフレット等	視覚障害者	「地震防災読本」の点字版を希望者のみに配布
		外国人	1 「地震防災読本」の英語、ポルトガル語版を希望者のみに配布 2 「地震に自信を」を市町村等に配布 (英語等 4ヶ国語)
食料等の備蓄		高齢者等	社会福祉施設での食料等の備蓄を啓発することになっているが実施していない。
避難所運営指針の作成		高齢者等	避難所での災害弱者対策を災害弱者対応マニュアル作成指針の中に盛り込むよう策定中である。

3 建物の耐震化

耐震性に不安があると思われる昭和56年以前 (新建築基準法改正以前) に建てられた一般住宅等の耐震調査・改修工事の状況は正確に把握されておらず、実態としても耐震化が進んでいない状況である。

建築物の耐震性の確保は、基本的には所有者の責務となるが、阪神・淡路大震災の経験から倒壊による人的被害が相当数予想されるので、県としても指導・啓発にとどまるのではなく、現状を把握し、市町村や関係団体と連携を密にして、より一層耐震対策が促進する仕組みを構築されたい。

4 津波に対する備え

東南海地震等で被害が予測される津波災害について、詳細な津波浸水予想図を作成している市町村は尾鷲市 1 市だけで、また、地域住民等の迅速な避難を周知するための避難誘導標識等の整備についても必要ヶ所数を把握していないなど津波に対する備えが進んでいない。

避難路や避難場所の選定など対策の策定にあたっては、津波浸水予想図が必要であることから、平成 7 年度に県が作成している津波浸水域予測図を活用して、市町村による津波浸水予想図の作成を支援するとともに、特に被害が想定される熊野灘沿岸地域 (志摩半島以南) においては、早急に沿岸市町村と協力して避難体制の構築を図り、地域住民への周知を徹底する必要がある。

5 観光客対策の推進

本県では、豊かな自然・歴史・文化を生かした観光産業に力を入れており、観光客の集客交流を推進しているところである。しかし、地震災害に対する観光客対策として実施しているのは、観光施設や観光関連団体への連絡用名簿を作成している程度で、観光地域における広報活動や避難場所の確保など具体的な対策は実施していない。

当該観光客対策にかかる具体的な活動計画については、観光客の安全を確保するうえで重要であることから、近畿ブロックワーキンググループで検討された観光客対策プランなどを参考に、誰がどのような方法で観光客に情報を伝達し、どこへ避難させるのかなど、役割と連携を明確にした避難誘導計画等を作成して、訓練等により実効性を高めていくことが必要である。

防災対策の進行管理体制の構築

地域防災計画に基づき各部局が実施している防災対策の進捗状況が全体的に把握されておらず、計画に対してどの程度整備が進んでいるのか確認されていない。

当該計画を着実に推進していくためには、計画ごとに年次計画を定めるとともに、進行管理における責任の所在を明確にして、整備状況を的確に把握することが必要である。

また、これら計画に対する整備状況については、定期的に、広く県民へ公表する必要がある。

なお、防災会議においては、現在の地震防災体制の整備状況等について把握し、課題対応への優先順位の検討などを行うことにより、三重県地域防災計画の実施の推進に努められたい。

第 5 監査結果（各個別計画の現状及び課題等）

1 防災思想・防災知識の普及計画

<p>計画目標</p> <p>大規模地震発生時には、全県が甚大な被害を被ることが想定されるため、県民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。</p> <p>想定東南海地震が発生しても被害を最小限に抑えるなど災害に強い県土を支える人（県民、職員）をつくる。</p>
<p>監査結果</p> <p>この計画には「県民に対する普及」や「児童生徒等に対する普及」などの対策があり、防災思想等の普及はさまざまな方法で実施しているが、広報内容が不十分であることなどから、県民等の意識を啓発し行動へと高めるまでには至っていない。また、高齢者等災害弱者への広報についても十分配慮しているとは言えない。</p>

(1) 県民に対する普及計画

ア 県が実施する対策の概要

県民が地震防災の正しい知識と判断を持って行動できるようパンフレット等を配布するとともに、マスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。

また、防災思想の普及にあたっては、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害弱者に十分配慮する。

イ 実施状況

担当課所	広報手段	平成 12 年度 の 状 況 等
総合企画局 政策広聴広報課 地域振興部 消防防災課	広 報 誌	「県政だより みえ」に津波特集などを 3 回掲載
	テレビ・ラジオ	防災週間に地震災害への備え、建築防災週間などを広報 1 県政テレビ番組 2 ラジオAM・FM（5分番組）18回放送
地域振興部 消防防災課	三重県ホームページ	1 県庁のしくみ > 【県庁のしごとガイド】・・・防災関係情報 2 暮らしの情報 > 【暮らしの情報】・・・地震防災読本を掲載 3 速報みえ > 【災害情報】・・・災害被害情報
	新聞	9月1日（防災の日）各紙に防災啓発コーナーを掲載
	パンフレット等	1 消防庁作成の啓発パンフレット「地震に自信を」など（18,700部）を市町村、消防本部へ配布 2 防災啓発チラシ（80,000枚）を全自治会及び小、中学校へ配布 なお、平成13年度に地震防災読本携帯版を全県民配付
	その他	1 NTT電話帳「ハローページ」に防災情報コーナー「レッドページ」を掲載（三重県内全版） 2 地震体験車の活用 年間体験者数 23,729人 3 防災パネル、防災ビデオの貸出 4 県民防災塾の開催（平成10年度から実施） (1) 受講生 延べ608人（H10 178人、H11 221人、H12 209人） (2) 講座実施回数 11回（平成12年度） (3) 講座内容 「次に来る地震」など

また、災害弱者へ配慮した内容は、次のとおりである。

広 報 手 段	平成 12 年度 の 状 況 等
テ レ ビ	1 聴覚障害者向けに防災週間に伴う自主防災点検などについて文字放送を放映 年間 3 週間（24時間放送） 2 手話通訳付き県政テレビ番組 1 回 県民防災塾

パンフレット等	1 地震防災読本の英語版（H9.3）、ポルトガル語版（H10.3）及び点字版を希望者に配布 2 啓発パンフレット「地震に自信を」（17,000部）は英語・ハンゲル語・北京語・ポルトガル語を併記
---------	---

ウ 課題及び問題点等

(ア) 三重県ホームページ上の防災情報窓口の一本化

三重県ホームページの掲載欄が、実施状況のとおり3つの窓口に分かれていたり、表題からは、一見して防災情報とわからないなど、速やかに情報が入手できるようになっていない。

(イ) 三重県地域防災計画の内容及び取組状況等の広報

三重県地域防災計画の具体的な内容及び現在の取組状況（進捗状況）については県ホームページに掲載されておらず、計画の内容及び整備状況について十分な広報がなされていない。

また、防災ボランティアアンケート結果では、県民に対する地震防災思想・知識等の普及、啓発に関して、「十分に行われている」と回答した人は5人（8%）、「不十分」は26人（44%）となっている。

(ウ) 高齢者等災害弱者に対する配慮

高齢者、幼児等に対する防災思想の普及にあたっては、パンフレットの文字を大きくしたり、ルビを付したりするなど、より一層わかりやすくする配慮が必要である。

また、防災ボランティアアンケート結果では、高齢者など災害弱者に対する配慮に関して、「十分に配慮されている」と回答した人は1人（2%）、「不十分」は39人（65%）となっている。

(エ) 取組みに対する検証

防災思想、防災知識がどの程度普及しているのかについての調査は実施されておらず、広報の効果の検証が行われていない。

(2) 児童生徒等に対する普及計画

ア 県が実施する対策の概要

災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校において防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

イ 実施状況

担当課所	平成 12 年 度 の 状 況 等
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	1 学校用教材の作成（H9, 10年度） 防災教育副読本（小、中、高校用）を作成し、配付 2 学校安全教育指導者研修会の実施 (1) 参加者 小、中、県立学校の管理職及び教職員 200人 (2) 内容等 防火教育・防災教育推進校の実践発表など 3 防災教育推進校の指定 県立学校5校を指定し、学校独自の防災計画・防災マニュアルを作成 4 防災訓練の実施状況 (1) 地震発生後の避難訓練等の実施 全校 (2) 消防署等の関係機関との訓練実施率 小学校47%、中学校29%、県立高等学校75%、盲聾養護学校71%

なお、災害弱者へ配慮した内容は次のとおりであった。

項 目	平成 12 年 度 の 実 施 内 容
防災教育推進校の指定	養護学校等2校（玉城わかば学園養護学校、盲学校）を防災教育推進校に指定し、作成した防災マニュアルを全県立学校へ配布

ウ 課題及び問題点等

(ア) 防災教育副読本の活用

防災教育副読本の活用状況について、平成10年度に調査を行っている（小学校72%、中学校57%、盲聾養護学校100%）が、その後調査を行っていないので、定期的にその活用状況を把握するとともに、有効に活用されるよう努める必要がある。

(イ) 防災マニュアル（養護学校等作成分）の活用

養護学校等で作成した防災マニュアルは、県立学校へ配布しているが、災害弱者対応のマニュアルであることから、小、中学校でも参考にできるよう市町村等へも配布するなどして有効な活用を図る

必要がある。

(3) 職員に対する防災教育

ア 県が実施する対策の概要

県職員に職員研修等を利用して、地震防災教育を徹底する。

また、災害時の事務マニュアルを作成し、その内容を職員に周知徹底する。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	1 職員研修等の実施 (1) 職員研修 ア 新規採用職員防災研修 (3日、120名) 防災基礎知識の習得、消火・避難訓練等 イ 管理職 (次長級以上) トップセミナー (1日、30名) (2) 特別研修 緊急初動対策要員訓練及び研修 (3) 専門研修 消防防災課・県民局新規防災担当者を対象に実施 (2日、24名) (4) 職員普通救命講習 (H12～H14で全職員対象 (教員除く。)) 北勢県民局等7県民局で実施 (受講者869名) 2 事務マニュアルの作成 「三重県職員防災ハンドブック」を職員に配布 (H10. 2、7,396冊)

ウ 課題及び問題点等

(ア) 職員に対する防災研修

新規採用職員、新規防災担当者及び次長級以上の管理職以外の職員に対しては、普通救命講習のほかに継続的な研修は行われておらず、職員に対する地震防災教育は徹底されていない。

また、職員アンケート結果では、職員の防災活動に対する意識の低さが認められる。

a 災害対策本部が設置された場合に所属する班の所掌事務について、「知らない」と回答した職員が1,599人 (62%) となっている。

b 非常参集となる要件を「知らない」又は「あまり知らない」と回答した職員が823人 (31%) となっている。

(イ) 防災ハンドブックの携行

災害時の事務マニュアルとしては「防災ハンドブック」を作成し、職員に常時携帯を義務づけているが、職員アンケート結果によると、防災ハンドブックを、「携帯していない」または「持っていない」と回答した職員が2,111人 (82%) となっており、周知徹底が図られていない。

(4) 個人備蓄の推進

ア 県が実施する対策の概要

震災発生時に備え、飲料水、食料、生活必需品等を個人で備蓄しておくよう住民に広報する。

イ 実施状況

この対策の担当部局は総合企画局及び地域振興部で、平成12年度の状況等は、(1)の「県民に対する普及計画」と同じで、個人備蓄のみを対象として啓発するのではなく、他の地震防災等の啓発とあわせて、広報を行っている。

ウ 課題及び問題点

(ア) 個人備蓄の推進

防災ボランティア及び職員アンケート結果によると、食料等の個人備蓄が進んでいない状況がうかがわれる。

a 防災ボランティアアンケート結果では、食料、飲料水等の個人備蓄に関する広報について、不十分と回答した人は40人 (68%) となっている。

b 職員アンケート結果では、食料、水及び生活必需品等の備蓄について、「備蓄していない」と回答した職員が1,553人 (60%) となっている。

(イ) 取組みに対する検証

広報に対する効果の検証として、県民の備蓄状況などに関する調査は行われておらず、その備蓄状況は把握されていない。

2 防災訓練実施計画

計画目標

災害時において、県、市町村、防災関係機関、県民、近隣府県等が連携して防災活動を支えるよう、平常時から防災訓練を実施する。

監査結果

この計画には、「総合防災訓練」や「基礎訓練」などの対策があり、「広域合同防災訓練」及び「非常通信訓練」はおおむね計画どおり対策を進めている。その他についても訓練を実施しているが、実施部局が少ないことや検証方法に課題等がある。

(1) 総合防災訓練

ア 県が実施する対策の概要

(ア) 国、市町村、その他の防災関係機関及び地域住民等の協力により大規模地震を想定した総合防災訓練を実施する。

(イ) 図上訓練は、地震等災害発生時の各種緊急事態に対して、遅滞なく応急対策活動を行えるよう図上において演習を行う。

イ 実施状況

担当課所	平成12年度の状況等
地域振興部 消防防災課	<p>実地訓練</p> <p>三重県総合防災訓練は、毎年1回程度県民局単位で、管内市町村等と合同で実施しており、平成12年度は紀南県民局管内で行った。</p> <p>1 実施日 平成12年10月8日(日)</p> <p>2 実施場所 熊野市、御浜町、鷺殿村</p> <p>3 参加機関 防災関係機関、自主防災組織、災害救援ボランティアグループ等75団体</p> <p>4 訓練内容 災害対策本部運営訓練、被害情報収集訓練、応急救護訓練、電力施設復旧訓練、水道施設復旧訓練等46項目</p> <p>5 重点項目 自主防災組織、住民、企業、消防団及びボランティア等の自主的な防災対処訓練等7項目</p> <p>6 検証結果</p> <p>(1) 細部において事前の調整不足により、各機関がとまどっている。</p> <p>(2) 訓練の重点項目については達成できた。今後、住民、消防団及び防災関係機関が連携した訓練の実施が必要であるとしていた。</p>
	<p>図上訓練</p> <p>1 実施日 平成12年5月10日(水)</p> <p>2 参加機関 健康福祉部(健康福祉政策課、医療政策課) 県土整備部(河川課、道路保全課、砂防課、港湾課) 地域振興部(消防防災課) 警察本部(警備第二課、交通規制課)</p> <p>3 訓練内容 「東紀州地域の孤立地域対策」と設定し、救助対策、救急医療、道路啓開、生活物資対策等について、具体的な応急対策活動計画の立案などを行う。</p> <p>4 検証結果</p> <p>(1) 救助対策等講じられた対策について、河川課長等担当課長等によるアンケート調査を実施したが、回収率が悪く集計されていない。</p> <p>(2) 条件付与の内容については専門化・多様化を図るため、県土整備部等救援対策部門の職員を入れて検討する必要があるとしていた。</p>

ウ 課題及び問題点等

実地訓練

(ア) 訓練の内容

防災ボランティアアンケート結果では、「あまりにもシナリオ化されている」や「災害弱者への配慮が少ない」などとする意見があるので、検証結果を踏まえ、広く意見を聞くなどして、より充実した訓練となるよう検討することが必要である。

(イ) 訓練の検証

訓練の検証方法はアンケート調査により行われているが、防災対策を改善していくには、各訓練ご

とに検証者を配置してチェックリスト等により問題点を洗い出す方法を取り入れるなど課題の発見という観点からの検証方法を検討する必要がある。

図上訓練

(ウ) 災害弱者への配慮

災害弱者に配慮した対策を組むような条件が設定されていない。

(エ) 訓練への県民局及び市町村の参加

参加者は本庁の課所のみで、災害時には、被害情報等の収集・伝達を行うなど重要な役割を担う県民局及び市町村が参加していない。

(オ) 第三者による検証

訓練の検証方法として、アンケート調査を実施しているが集計していない。また、立案した対策の的確性、妥当性を高めるためには、有識者や専門家など第三者の助言、検証が必要である。

(2) 基礎訓練

ア 県が実施する対策の概要

基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常召集訓練、避難訓練、救出・救護訓練等を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養う。

\* この対策は三重県地域防災計画（風水害等対策編）に記載されている。

イ 実施状況

実 施 部 局	平 成 12 年 度 の 状 況 等
警 察 本 部	総合防災訓練 1 実施日 平成12年9月1日(金) 2 参加者 警察本部及び18警察署の警察職員2,410名 3 訓練内容 非常召集訓練、各種情報受理伝達訓練、交通対策訓練等 4 検証結果 各所属に反省教訓事項の報告を求めており、おおむね計画どおり実施でき、所期の目的は達成できたとしていた。
津 地 方 県 民 局	東海地震情報受理伝達訓練 1 実施日 平成12年9月1日(金) 2 参加者 津地方県民局全所属（所属の全職員が対象ではない。） 3 訓練内容 警戒体制の連絡を、所属長と次の所属担当者へ電話により伝達する抜打ちの訓練 4 検証結果 情報伝達訓練の結果、非常連絡網が自宅に備えていないなどの理由により、伝達されたのは管内41所属中23所属であった。
紀 北 県 民 局	情報伝達訓練 1 実施日 平成12年6月14日(水)、8月30日(水)、11月15日(水) 2 参加者 尾鷲庁舎に属する全職員 3 訓練内容 (1) 職員の非常参集を全職員に電話連絡する。 (2) 伝達訓練3回のうち、第1回目のみ日時を指定、第2回目以降は日時を指定しない抜き打ちで実施 4 検証結果 各部の伝達時間を30分以内とした目標は、県民局8部のうち、第1回目は7部が達成していたが、第2回目6部、第3回目3部と訓練を行うごとに減少していた。
紀 南 県 民 局	避難防火訓練等 1 実施日 平成13年1月19日(金)、1月30日(火) 2 参加者 熊野庁舎に属する全職員、庁舎管理担当、ISO推進員 3 訓練内容 (1) 東南海地震による火災の発生を想定して、避難訓練、初期消火、救助袋による降下避難訓練、災害弱者の搬送、救急救命等の訓練を実施 (2) 幹部職員に対し危機管理伝達訓練を実施 (3) 重油による事故(火災、漏れ)を想定して、供給装置の停止方法及び消化方法の説明と現場確認等を実施 4 検証結果 地震を主要原因にしているが、訓練内容は火災関係によるもので、津波を想定した訓練内容になっていないとした意見があった。

ウ 課題及び問題点等

(ア) 基礎訓練の実施

基礎訓練を独自に実施している部局等は、警察本部、津地方県民局、紀北県民局及び紀南県民局で、県全体として取り組み数が少ない。

(イ) 非常連絡網の管理

非常連絡網についてはそれぞれの課所で整備し、職員に配布されているが、職員アンケート結果によると、すぐに確認できる状態になっていない職員の割合が約半数となっており、迅速な伝達ができない状況である。

- a 「非常連絡網は、自宅ですぐに見られる状態になっているか」について、「なっていない」または「持っていない」と回答した職員は、1,320人(51.2%)となっている。

(3) 広域合同防災訓練

ア 県が実施する対策の概要

近隣府県との相互の応援体制を確立するために広域合同防災訓練を実施する。

イ 実施状況

担当課所	平成12年度の状況等
地域振興部 消防防災課	<p>平成12年度は近畿2府7県合同防災訓練に三重県隊として参加 平成13年度は三重県(上野市、名張市)で開催</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施日 平成12年11月10日(金)</li> <li>2 実施場所 奈良県</li> <li>3 訓練の趣旨等 「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定(H8.2締結)」に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年合同で実施</li> <li>4 参加県 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、三重県</li> <li>5 参加した訓練等           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「近畿府県職員の緊急派遣訓練」に参加</li> <li>(2) 「救援物資輸送訓練」に三重県トラック協会が参加</li> <li>(3) 「大規模火災消火訓練」に緊急消防援助隊が参加</li> <li>(4) 「応急処置訓練」に日本赤十字社三重県支部が参加</li> </ol> </li> <li>6 検証結果 近畿府県災害対策協議会担当者会議等で意見交換</li> </ol>

(4) 非常通信訓練

ア 県が実施する対策の内容

災害による有線通信系等の通信途絶における連絡手段の確保のため、各機関が所有する通信施設を活用し、円滑な通信の運用を確保するため訓練を実施する。

イ 実施状況

担当課所	平成12年度の状況等
地域振興部 消防防災課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国非常通信訓練など計8回の非常通信訓練を実施           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 全国非常通信訓練 2回</li> <li>(2) 東海地方非常通信訓練 1回</li> <li>(3) 三重地区非常通信訓練 2回</li> <li>(4) 近畿2府7県非常通信訓練 1回 など</li> </ol> </li> <li>2 検証結果 特に問題なし</li> </ol>

(5) その他の訓練

ア 県が実施する対策の内容

災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努める。

イ 実施状況

「固有の防災活動に応じた訓練」として、各課所が所掌する固有の業務に関連する訓練を対象とした。

担当課所	平成12年度の状況等
地域振興部	<p>大規模林野火災訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施日 平成12年10月8日(日)(三重県総合防災訓練と合同)</li> <li>2 実施場所 熊野市</li> <li>3 参加県 奈良県、和歌山県、三重県</li> </ol>

消 防 防 災 課	4 訓練内容 防災ヘリを活用した大規模林野火災に対する消火訓練 5 検証結果 ヘリポートの安全確保のため、事前の調整を密にしておくことが必要としていた。
県 土 整 備 部 課 監 理	三重県防災エキスパート会防災訓練 1 実施日 平成12年9月1日(金) 2 防災エキスパート(県土整備部OBで構成)の参加者数 117人 3 訓練内容 道路、橋梁等の土木施設の被害について、エキスパート居住地周辺の状況を県民局建設部等に連絡する。 4 検証結果 電話、FAXの混雑による不通時の連絡方法が課題となり、インターネットの活用を検討としていた。
県 土 整 備 部 課 建 築 住 宅	被災建築物応急危険度判定連絡訓練 全国連絡訓練(三重県内の訓練を合わせて実施)、近畿連絡訓練 1 実施日 平成12年9月1日(金)、平成13年1月18日(木) 2 訓練内容 電話及びFAXによる判定士等の要請、回答等の連絡の確認を行う。 3 検証結果 Eメール等による連絡方法の検討が必要としていた。
県 土 整 備 部 課 下 水 道	情報伝達訓練 1 実施日 平成12年9月4日(月) 2 参加県 富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、福井県、滋賀県、三重県 3 訓練内容 被災情報や資機材の要請及び提供可能資機材の回答 4 検証結果 停電等により連絡が中断した場面があり、電話回線以外の伝達方法について検討が必要としていた。

ウ 課題及び問題点等

情報伝達的手段

訓練の検証結果において、地震による電話回線切断時の伝達方法について課題があげられているので、これらの対応のための検討が必要である。

(6) 県民が実施する防災訓練への支援

ア 県が実施する対策の概要

自主防災組織や防災ボランティア・グループが実施する防災訓練に積極的に協力、支援する。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	桑名市大和地区(自主防災組織)、小俣町社会福祉協議会、一志郡社会福祉協議会の防災研修を支援した。

ウ 課題及び問題点等

自主防災組織等が実施する防災訓練への協力、支援

自主防災組織や防災ボランティア・グループが実施する訓練への協力等が極めて少なく、積極的な協力・支援がなされていない。

3 自主防災組織の育成・強化計画

計画目標 大規模地震発生時に「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位等で自主防災組織の育成・強化を推進する。
監査結果 この計画には「地域住民の自主防災組織」の対策があり、自主防災組織の結成は数値目標を達成できるところまで進んでいる。しかし、組織能力の向上やネットワーク化の促進などの課題がある。

(1) 県が実施する対策の概要

ア 地域の自主防災体制を強化するため、市町村との連携のもと自主防災組織の結成を促進する。

[表 - 10 自主防災組織率数値目標]

項 目	現 状	2001 年 度 目 標
自主防災組織率	(1997年9月) 52.2%	80%

\* 新総合計画「三重のくにづくり宣言」より引用

イ 自主防災組織の活動に必要な資機材の整備は市町村を通じて助成を行うとともに、結成された組織が災害時に機能するよう組織間のネットワーク化やリーダーの養成を行う。

[表 - 11 自主防災組織活動支援協議会参加市町村数数値目標]

項目	現 状	2001年度目標
自主防災組織活動支援協議会参加市町村数	-	全市町村

\*新総合計画「三重のくにつくり宣言」より引用

(2) 実施状況

担当課所	項目	平成12年度の状況等
地域振興部 消防防災課	自主防災組織の結成促進について	1 市町村別研修会の実施 2 市の自主防災組織結成促進研修会等で講演 2 市町村別検討会の実施 (1) 8市7町1村を個別訪問 (2) 自主防災組織結成の促進に向けた検討会の実施 3 平成13年4月1日現在の自主防災組織率は76.9% なお、平成14年1月1日現在では81.1%で、2001年度数値目標80%を達成している。
	自主防災組織に対する支援について	1 自主防災組織地域別リーダー研修会の実施 5 県民局で開催 324人参加 講義「自主防災組織の活動」、実技「DIGの実施」など 2 防災資機材整備補助 (1) 12市21町3村 266組織 72,214千円 (2) 補助した主な自主防災活動用資機材 可搬式小型動力ポンプ、携帯用無線通信機等 3 自主防災組織のネットワーク化 (1) 市町村別研修会、検討会及びリーダー研修会等でネットワーク化を指導 (2) 平成12年度末現在、自主防災組織協議会を設置して、ネットワーク化しているのは四日市市の1市である。 なお、平成14年1月1日現在では、52市町村となっている。

(3) 課題及び問題点等

ア 自主防災組織の実働能力

自主防災組織数及び組織率は、次のとおり年々伸びており、組織率は全国第9位（平成12年4月1日現在）と高い状況にある。一方、訓練実施率は7割程度になっているが、さらに訓練の実施等による自主防災組織の実働能力の向上が必要である。

[表 - 12 自主防災組織率及び組織数等の推移]

	H9.4.1	H10.4.1	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.1.1
組織数	1,700	1,929	2,211	2,470	2,860	2,964
組織率 (%)	50.0	55.9	62.3	69.3	76.9	80.1
訓練実施組織数	-	-	1,628	1,474	1,987	2,122
訓練実施率 (%)	-	-	73.6	59.7	71.9	69.7

イ 補助資機材の管理状況の把握

三重県補助金等交付規則第21条（立入調査等）に基づき、県民局が事業実施年度中に帳簿書類等の調査を行っているが、補助資機材の現物、配置場所等の確認など実地調査を行っていない課所が見受けられた。

ウ 自主防災組織のネットワーク化

三重のくにつくり宣言の2001年度事業目標では、全市町村に自主防災組織活動支援協議会の設置を促進するとしているが、平成14年1月1日現在では、52市町村となっており、さらに自主防災組織のネットワーク化を図る必要がある。

4 ボランティア活動支援計画

計画目標

災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。

行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

監査結果

この計画には、「活動環境の整備」や「人材等の育成」などの対策がある。活動環境についてはおおむね整備済みであり、人材の育成も各部が取り組んでいるが、行政とボランティアとの役割分担を決めていないこと、関係各部の連携が弱いこと、ボランティアとの協力体制ができていないことなどの課題があり、災害時に救援ボランティアが円滑かつ効果的に活動できる協力関係になっていない。

(1) 活動環境の整備

ア 県が実施する対策の概要

災害時の効果的なボランティア活動を助長するため、ボランティア活動情報システムや活動拠点の整備を行い、みえ市民活動ボランティアセンターに災害時に県内各地に設置される「地域ボランティア情報センター」を支援するセンター的機能をおく。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
生 活 N P O 部 室	1 NPO室のホームページにボランティア等の情報窓口として、「NAVIS*」を掲載し、市民活動、市民活動団体などの情報を提供 2 ボランティアの活動拠点として、みえ市民活動ボランティアセンター（アスト津）を提供 3 平成12年9月15日の東海豪雨時に、「三重県ボランティア情報センター」の設置、情報収集・発信、ボランティアの受付（174人）ボランティアコーディネーターの派遣（延べ67人）
健 康 福 祉 部 課 健 康 福 祉 政 策 課	1 三重県社会福祉協議会が行う県ボランティアセンター事業の実施に要する経費を助成 (1) 県ボランティアセンター運営費 補助額 16,217千円 (2) 市町村ボランティアセンター活動事業費 補助額 14,896千円 2 三重ボランティア基金の助成事業に要する経費を助成 補助額 12,117千円（100団体）
地 域 振 興 部 課 消 防 防 災 課	東海豪雨災害時に設置された「三重県ボランティア情報センター」に対し職員1名を派遣して、気象情報等を提供

注 NAVIS\*とは、NPO And Volunteer Information Systemをいう。

ウ 課題及び問題点等

(ア) 活動環境の整備

活動環境の整備にあたって、生活部、健康福祉部及び地域振興部は、現在の取組状況、今後の計画等について十分に連絡、協議等を行っておらず、連携が図られていない。

このことは、「(2)人材等の育成」、「(3)協力体制の構築」にも見受けられる。

(イ) みえ市民活動ボランティアセンターの機能等

a みえ市民活動ボランティアセンターには、災害時に県内各地に設置される地域ボランティア情報センターを支援するセンター的機能をおくこととしているが、当該機能についての具体的な内容が定められていない。

b 防災ボランティアアンケート結果では、みえ市民活動ボランティアセンターの機能（役割）について、「知らない」と回答した人が24人(40%)おり、あまり周知されていない。

(ウ) 電話回線切断時の通信手段

みえ市民活動ボランティアセンターに対する気象情報、被害報告等の情報提供を行う通信手段については電話回線のほか移動系無線があるが、地震による電話回線切断時には、迅速に提供される環境とはなっていない。

(2) 人材等の育成

ア 県が実施する対策の概要

(ア) 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。

(イ) 災害救援ボランティア活動を支援するボランティア・コーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。

(ウ) 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

イ 実施状況

担当課所	平成12年度の状況等
生活部室	災害救援ボランティアコーディネーター養成協議会に参加
健康福祉部 健康福祉政策課	三重県社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業の実施に要する経費を助成 1 ボランティア研修 (1) 社会人ボランティア活動体験事業など9事業の実施 (2) 平成12年3月現在の人数 ア ボランティア 73,816人 イ ボランティアコーディネーター 94人 2 ボランティアコーディネーター研修会 7回 延べ255人参加 3 企業ボランティア活動研修会 1回 19名参加
地域振興部 消防防災課	防災ボランティアコーディネーター養成協議会を設置し、防災有識者、防災ボランティア実践者などにより養成講座の体系等を検討
県土整備部 監理課	三重県防災エキスパート会 1 災害発生時における被災情報の収集及び県等への情報提供等 2 登録人数 159名 (H13年度)
県土整備部 砂防課	三重砂防ボランティア協会 1 土砂災害発生時における被災情報の収集及び県等への情報提供等 2 登録人数 37人 (H13年度)

ウ 課題及び問題点等

(ア) ボランティア等の情報

専門性を持ったボランティア等の登録事務については、次のとおりそれぞれで行っているが、ボランティア等の活動内容、登録人員、募集、所管団体名等を分野別に一括してまとめられたものがなく、これらの情報は関係部局で共有されていない。

[表 - 13 ボランティア等の登録団体等]

登録事務等を行う者	対象とするボランティア等
市町村ボランティアセンター	福祉関係ボランティア
三重県ボランティアセンター	福祉関係ボランティアコーディネーター
防災ボランティアコーディネーター養成協議会	防災ボランティアコーディネーター
三重県防災エキスパート会	防災エキスパート
三重砂防ボランティア協会	砂防ボランティア

注1 市町村ボランティアセンターは、各市町村社会福祉協議会に置かれている。

注2 三重県ボランティアセンターは、三重県社会福祉協議会に置かれている。

(イ) 企業ボランティアの育成

企業ボランティア活動研修については、研修会が1回開催されているが、計画にある「企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。」に対する対策は講じられていない。

また、企業ボランティアの育成は健康福祉部だけで行っているが、企業と関係がある部局と連携して行う必要がある。

(3) 協力体制の構築

ア 県が実施する対策の概要

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制を築く。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を促進する。

イ 実施状況

平成12年度の状況等は「(1)活動環境の整備」に同じであるが、その他の活動として、次のようなものがあつた。

担当課所	平成12年度の状況等
生活部室	平成12年11月12日に災害救援ボランティアネットワークみえ (NADみえ) が松阪市中部台運動公園で開催した「防災体験フェスティバルin松阪」の実行委員会に参加

健康福祉部 健康福祉政策課	三重県社会福祉協議会が開催するボランティアセンター運営委員会へ参画し、センター機能や事業計画の検討で連携
地域振興部 消防防災課	1 NADみえの例会へ参加 ( 2 回) 2 NADみえが開催した「防災体験フェスティバルin松阪」の実行委員会に参加し、地震体験車の配車、パネル展示等により防災啓発活動を支援

ウ 課題及び問題点等

(ア) 災害救援ボランティア・グループとの役割分担の明確化

生活部等 3 部ともボランティアとの交流を行っているが、十分連携が図られている状況とは言い難く、役割分担の明確化など協力体制の構築に向けた取組みが行われていない。

防災ボランティアアンケート結果では、ボランティア・グループとの交流が「不十分」と回答した人は31人 (52%)、連絡体制や協力体制が「不十分」と回答した人は41人 (68%) となっている。

(イ) 災害救援ボランティア間のネットワーク化

災害救援ボランティア間のネットワーク化については、「災害救援ボランティアネットワークみえ」が結成されているなどネットワーク化が進められているが、さらにボランティア団体のネットワークの拡充に努める必要がある。

5 地域内資源動員計画

計画目標	大規模災害時における行政の対応には限界があり、外部からの救援が遅れる可能性があることから、地域の自主防災機能を高めて地域内資源を有効に動員し、地域的な孤立化に対応できる体制を構築しておく。
監査結果	この計画には、「救助対策」や「海上輸送対策」などの対策があり、「救助対策」、「海上輸送対策」及び「空中輸送対策」は、おおむね計画どおり対策を進めている。しかし、「観光客対策」は具体的な取組みがなく、対応が遅れている。

(1) 救助対策

ア 県が実施する対策の概要

大規模災害時の初動期に、ライフライン関係機関等と連携して、人員、資機材の提供などの協力が得られる体制を構築する。

イ 実施状況

担当課所	平成 12 年度の状況等
地域振興部 消防防災課	1 協力が得られるライフライン等の関係機関 東海旅客鉄道株式会社、中部電力株式会社三重支店等 計18社 2 ライフライン等の関係機関は、三重県防災会議に参加
県土整備部 河川課	国土交通省中部地方整備局他 4 県 1 市と、「中部地方における大規模災害時の相互協力に関する申し合わせ」を締結 (H11. 3. 31)
県土整備部 道路保全課	1 社団法人三重県建設業協会と「地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定書」を締結 (H8. 12. 5) 2 社団法人日本橋梁協会と「地震災害等応急復旧用仮設橋に関する協定書」を締結 (H7. 9. 25)
県土整備部 下水道課	「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」を取り決め (H9. 2. 5)
その他	三重県建設業協会からの応援 要員745名 トラック等1,389台

(2) 海上輸送対策

ア 県が実施する対策の概要

海上輸送を確保するため、防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、地域内の漁業関係機関等と連携する。

イ 実施状況

担当課所	平成 12 年度の状況等
農林水産商工部 漁政課	漁協関係機関との協力体制については、口頭での約束はあるものの協定書等による文書の締結は行われていなかった。

地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	1 物資：協力輸送企業は3社で6隻、総トン数1,652(トン) 2 人員：協力企業等は3社1市で14隻、旅客定員1,799(人) また、海上自衛隊等の艦艇による物資及び人員輸送体制が組まれている(自衛隊法第83条)。 3 総合防災訓練において、紀南漁協、尾鷲海上保安部が物資運搬訓練
------------------------	--

(3) 空中輸送対策

ア 県が実施する対策の概要

空中輸送を確保するため、防災関係機関との協力体制を充実させるとともに、ヘリコプターの活用について民間企業等と連携する。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	1 防災ヘリ1機の保有と広域応援協定の締結 (1) 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定(和歌山県、奈良県) (2) 三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定 (3) 三県一市航空消防防災相互応援協定(愛知、岐阜、名古屋)、その他「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく消防庁等への応援要請が可能 2 総合防災訓練で患者搬送訓練等を実施 3 民間企業8社の土地を臨時ヘリポートに指定

(4) 観光客対策

ア 県が実施する対策の概要

被災した観光客を迅速に避難誘導するため、観光関係団体等と連携して観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じておく。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
農 林 水 産 商 工 部 新 産 業 創 造 課	観光施設、観光関連団体との連絡用名簿を更新
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	1 近畿2府7県等で作ったワーキンググループに参加し、中間報告書を策定した。平成13年度中に担当県が観光客対策プランをまとめるので、その後独自に具体的計画を検討することとしている。 2 三重県総合防災訓練(御浜会場)でパーク七里御浜と三重交通による観光客避難訓練を実施

ウ 課題及び問題点等

観光客対策の推進

観光拠点における広報活動や避難場所の確保については、平成11年度及び12年度とも具体的な対策を実施しておらず、また、当該対策にかかる具体的な活動計画も今後策定するとなっており、全体として対策は遅れている。

6 県災害対策本部整備計画

<p>計画目標</p> <p>災害対策活動の中核となる県災害対策本部の施設・設備について、耐震性の強化及び各種設備の整備を図る。</p>
<p>監査結果</p> <p>この計画には「県災害対策本部職員用物資の備蓄」や「災害活動用物資・機材の備蓄」などの対策があり、「防災情報システムの構築」及び「迅速な参集体制の整備」は取組みが進んでいるものの、対策本部職員用物資や活動用物資等の備蓄(孤立化のおそれ大きい東紀州地域)、緊急初動対策要員の意識・実働能力などに課題等がある。</p>

(1) 県災害対策本部職員用物資の備蓄

ア 県が実施する対策の概要

災害対策本部の活動を維持するため、災害対策本部職員用の食料や飲料水、仮設トイレ等を備蓄する。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	災害対策本部職員用の食料等を備蓄 1 消防防災課内宿直室備蓄分 (1) 飲料水 500ml × 24本 × 3 箱 = 36 ℓ (2) 災害用クラッカー 70食 2 第 2 統制局備蓄分 (旧中央児童相談所跡) (1) 飲料水 500ml × 24本 × 35箱 = 420 ℓ (2) 災害用クラッカー 70食 × 23箱 = 1,610食 (3) アルファ米 (五目御飯) 50食 × 17箱 = 850食 アルファ米 (山菜おこわ) 50食 × 18箱 = 900食
警 察 本 部	全職員の 2 食分程度 (約 6 千食) の米、缶ヅメ、乾パン等を備蓄
病 院 事 業 庁 県 立 病 院 課	各県立病院では、入院患者及び職員用食料等を備蓄

ウ 課題及び問題点等

(ア) 災害対策本部職員用物資の備蓄

災害対策本部職員用の物資は 3 日分の食料を携帯して登庁することになっているが、不測の事態に備えて食料、飲料水を備蓄しているものの、災害対策本部職員用 (平成12年度の本部職員数1,869人、地方部4,893人 計6,762人) の物資としては、十分とはいえない品目、量で、今後の計画も立てられていない。

また、寝袋等については備蓄されていない。

(イ) 災害対策本部職員用物資の備蓄場所

災害対策本部職員用物資は本庁舎内等に保管しているが、必要な物資を各地方部で保管する必要がある。

(2) 災害対策活動用物資・機材の備蓄

ア 県が実施する対策の概要

応急対策、復旧対策等の災害対策活動に必要な最低限度の物資・機材を備蓄する。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
総 務 局 管 財 営 繕 課	1 災害対策本部用電話機80台 (10回線)、ファックス 2 台 (20回線)、机、椅子などを講堂内に保管 2 電話器等の設置訓練を平成13年度から実施している。
健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 政 策 課	1 災害救助用毛布7,762枚を各県民局保健福祉部で保管 2 点検は毎年度外部委託で実施、保存状態に問題はなかった。
農 林 水 産 商 工 部 漁 政 課	1 油流出対策用オイルフェンスなどを11の漁業協同組合等に貸付け。オイルフェンス2,630m、油処理剤360 ℓ、油吸着剤12,560枚 2 漁政課が平成13年度に現地確認をしたところ、破棄されていたもの、管理が悪く使用できない状態のものなどがあつた。
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	1 三重県広域防災拠点施設 (中勢拠点施設) 投光機75台、発電機75台、浄水機75台、簡易トイレ200台、毛布1,900枚、担架10台 等 (H12から 5 ヶ年で整備予定) (県内に広域防災拠点施設 5 ヶ所の整備計画) 2 三重県防災資機材備蓄センター (消防学校内) 中型ヘリ用散布装置 (水のう型700 ℓ) 7 台 組立水そう (ナイロンタ - ポリン製2500 ℓ) 3 台 可搬式動力ポンプ (ラビット30馬力) 2 台 等 3 三重県備蓄倉庫 空中消火資機材 消火ポンプ 2 台 ビニールシート (3.6m × 5.4m) 10枚 × 36箱 = 360枚 オイル吸着マット (65cm × 65cm) 100枚 × 12箱 = 1200枚 等
県 土 整 備 部 河 川 課	水防に必要な資材の品目、数量等について水防計画に規定し、県内26ヶ所の水防倉庫に備蓄して、県民局建設部が管理している。

なお、食料及び衣料品等の備蓄は「16食料供給活動」、「17生活必需品等供給活動」に記載

ウ 課題及び問題点等

(ア) オイルフェンス等の維持管理

保管状況については、平成12年度までは電話による確認で済ませていたが、平成13年度に現地調査

を行ったところ、破棄されていたり使用できる状態となっていない状況であったので、今後、貸し付けた物品の保管状況は随時現地確認し、適切な管理を指導していく必要がある。

(イ) 広域防災拠点施設の整備

- a 中勢拠点施設に保管されている投光機等の整備点検方法を定める必要がある。
- b 広域防災拠点施設として、5ヶ所計画しており、平成10年度から中勢拠点施設の整備が始められたところであるが、孤立化のおそれがある東紀州地域の拠点施設については、その整備を推進する必要がある。

(3) 防災情報システムの構築

ア 県が実施する対策の概要

被害規模の早期把握及び的確な対策を実施するため、防災GIS（地理情報システム）の導入等防災情報システムの構築を検討する。

イ 実施状況

担当課所	平成12年度の状況等
地域振興部 消防防災課	1 防災情報システム (1) 県 - 本庁各課及び県民局各部 システムへのアクセスは、パソコンを使用して誰でも可能 (2) 県 - 市町村 導入済み26市町村 市町村の整備を促進するため、システム側をインターネット経由での接続を可能とする予定。 2 地理情報システム（GIS） 地図情報機能を追加し、位置や状況を視覚的に整理できるよう、地理情報システムを構築 3 水防情報システム（LEPIS）との連携 雨量計・水位計のデータを、水防情報システムと連携したことにより、防災情報システムで見られる状態になっている。 4 防災基礎情報の拡充 防災基礎情報として、異常気象時通行規制区間、避難所、備蓄倉庫等防災に関係する32項目についてのデータ及び位置を表示

ウ 課題及び問題点等

被害報告

部局、県民局及び市町村からの被害報告は防災情報システムにより行うこととしているが、記入項目が多いフォーマットになっており、緊急度に応じたものにするなど簡素化を図る必要がある。

(4) 迅速な参集体制の整備

ア 県が実施する対策の概要

応急対策体制を速やかに確立するには、職員の迅速な参集が不可欠であるので、職員の宿日直体制の実施や災害対策要員非常呼び出しシステムの整備など、迅速な職員の参集体制を整備する。  
また、県庁舎周辺に居住する職員を初動対策要員として確保する方法等も検討する。

イ 実施状況

担当課所	平成12年度の状況等
地域振興部 消防防災課	1 防災上の対応は、24時間体制（宿日直体制）で実施 (1) 平成9年12月から消防防災課職員及び技術員による宿日直を実施 (2) 平成13年4月から、防災宿日直業務として外部委託を開始 2 緊急初動対策要員の指定等 (1) 三重県緊急初動対策要員非常参集システムの開発 ア 県庁舎の近隣居住者（徒歩、自転車又はバイク等で30分以内）を208名指定 イ 召集伝達方法は、緊急初動対策要員用ポケットベルを使用する。 (2) 緊急初動対策要員を対象とした非常参集訓練 3回実施

ウ 課題及び問題点等

(ア) ポケベルの携帯

緊急初動対策要員にポケベルを配布し、緊急時の登庁を連絡することとしているが、緊急初動対策要員によるアンケート結果では、常時携帯している職員は44%（76人/174人）にすぎなかった。

(イ) 緊急初動対策要員の実働能力

緊急初動対策要員によるアンケート結果では、次のような状況で当該要員の実働能力の面で不安が見受けられる。

a 非常参集時に担当する業務について、「大体知っている」と回答した職員が69%、「知らない」とした職員が9% (16人) であった。

b 緊急初動対策等の業務を遂行するための研修について、「不十分」と回答した職員が36% (62人) であった。

(ウ) 日直体制

宿日直体制については、平成13年度から外部委託に変更し、宿日直者と県庁近傍の消防防災課職員(特別班)の登庁により、地震発生時の初動措置等に対応することとしている。しかし、地震に対する防災対策が進んでいる静岡県や兵庫県においては、一刻も速い初動体制の確立と防災意識の高揚・保持を図るため、職員と外部委託者等による宿日直体制を執っていることから、また、県内沿岸部の市町村が東海地震防災対策強化地域に指定を受けたことから、これらの県を参考に、本県においてもこれまでの経緯を踏まえ、職員の宿日直の必要性について、さらに検討する必要がある。

7 通信及び放送施設災害予防計画

<p>計画目標</p> <p>災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。</p> <p>通信施設の安全性を確保するため必要な予防措置を講じる。</p>
<p>監査結果</p> <p>この計画には「県の情報収集・伝達手段の整備」と「通信設備の優先利用」の対策があり、「ヘリコプターからの画像伝送装置」及び「通信設備の優先利用」については、おおむね計画どおり対策を進めている。その他については、施設・設備の整備は進んでいるものの一部に遅れがあり、また活用面において課題等がある。</p>

(1) 県防災行政無線

ア 県が実施する対策の概要

県と市町村等との間で迅速かつ確かな情報の収集、連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設を整備し運用している。

県防災行政無線が大規模な地震にも耐えうるよう、自家発電装置の空冷化及び中継施設の耐震化を行うとともに、防災行政無線(衛星系)を各県民局及び防災関係機関へ配備した。

イ 実施状況

担当課所	項目	平成 12 年 度 の 状 況 等
地域振興部 消防防災課	無線通信施設 の整備状況	三重県本庁舎を統制局として、県庁舎、市町村、医療関係機関、警察本部等との無線通信施設は整備済み。 県機関・市町村96ヶ所 消防本部・防災関係機関等33ヶ所
	自家発電装置 の空冷化	対象ヶ所2ヶ所、実施済み2ヶ所

ウ 課題及び問題点等

職員の防災行政無線に対する理解

職員アンケート結果では、次のような結果が見られ、職員の防災行政無線に対する理解は低い状況である。

(ア) 県防災行政無線について、「使用したことがない」と回答した職員が73% (1,874人) であった。

(イ) 「使用したことがない」と回答した職員のうち、県防災行政無線の使い方を「知らない」と回答した職員が83% (1,534人) であった。

(2) ヘリコプターからの画像伝送装置

ア 県が実施する対策の概要

被災地の状況を迅速に把握するため、ヘリコプターからの画像電送装置の活用及び中継施設を整備する。

[表 - 14 テレビ画像伝送エリアの整備目標]

項 目	現 状	2001 年 度 目 標
ヘリコプターテレビシステム画像 伝送エリアの整備率	60%	100%

\* 新総合計画「三重のくにつくり宣言」より引用

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
警 察 本 部 総 合 指 令 課	県内全域からリアルタイムにヘリコプター・テレビシステムの映像伝送が可能となっている。

(3) 移動通信

ア 県が実施する対策の概要

有線通信途絶時の通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用及び中継施設を整備する。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 情 報 政 策 課	県内全市町村役場周辺において、携帯電話による移動通信が利用可能で、現在の地域カバー率は、90%を超えている。

ウ 課題及び問題点等

携帯電話の活用

- (ア) 携帯電話用ホームページが利用できる環境になっているので、防災情報に関しても情報が入手できるような提供方法について検討が必要である。
- (イ) 携帯電話の普及が急速に進んでいる現状から、防災情報等を携帯電話に一斉送信するなど、携帯電話を活用した緊急情報通報システムの検討が必要である。
- (ウ) 災害応急活動を迅速かつ効率的に実施するため、携帯電話の活用方法について検討するとともに、利用集中による通信不能が予測されるので、専用回線を確認しておくことが必要と思われる。

(4) その他情報収集・伝達手段の整備

ア 県が実施する対策の概要

災害時の情報収集・伝達手段を多様に確保するため、インターネットやパソコン通信による情報通信・伝達システム等の新たな情報収集・伝達手段を構築し、伝送路を多ルート化する。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 情 報 政 策 課 消 防 防 災 課	1 ポケベルを利用した緊急初動対策要員非常連絡システムを運用 2 防災情報システムを運用（市町村間はISDN回線、県機関は行政WAN）。 また、災害情報を県ホームページで提供

ウ 課題及び問題点等

情報の伝達手段

情報収集のシステムについては概ね整備されていたが、防災情報システムで収集した情報の伝達方法については、

- (ア) 県ホームページへの掲載
  - (イ) パソコン、携帯電話を利用した登録制による防災情報配信システム
  - (ウ) CATV（ケーブルテレビ）の活用
- など積極的な情報提供を検討しているが、早急にシステムの実現を図る必要がある。

(5) 市町村防災行政無線

ア 県が実施する対策の概要

正確な情報を広く県民に伝えるため、県内市町村の防災行政無線の整備を促進する。

[表 - 15 市町村防災行政無線の整備目標]

項 目	現 状	2001 年 度 目 標
市町村防災行政無線の整備率	75.3%	89%

\* 新総合計画「三重のくにつくり宣言」より引用

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等

地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	1 同報系・地域防災系の整備率 82.6% (57 / 69)
	2 平成12年度の新規整備 なし

ウ 課題及び問題点等

市町村防災行政無線の整備率

三重のくにつくり宣言で2001年度 (H13) の数値目標は89%であるが、平成13年4月現在、5市7町が未整備で、13年度に1市の整備が計画されているものの、当該目標値を達成できない状況にある。

(6) 通信設備の優先利用

ア 県が実施する対策の概要

通信設備の優先利用及び優先使用を企業等と協議を行い、使用手続きを定めておく。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	1 テレビ・ラジオ (1) 災害時に優先の利用等を受けるため、各放送機関と協定を締結 NHK津放送局、三重テレビ放送等、愛知、三重のテレビ・ラジオ放送会社9社 (2) 放送依頼の訓練には、全国非常通信訓練等の際、NHK津放送局及び三重テレビ放送が参加
	2 電話 災害時の通信設備優先の使用等を受けるため、NTT西日本との間で災害時優先回線 (94回線) を契約している。

8 津波災害予防計画

<p>計画目標</p> <p>南海トラフで地震が発生した場合、短時間で本県沿岸部へ津波が来襲することが想定されるため、津波発生時又は発生のおそれがある場合の早急な情報伝達、適切な措置を講じる体制を確立する。地震発生後、極めて短時間で来襲するなどの津波に関する防災思想を普及する。</p>
<p>監査結果</p> <p>この計画には「津波防災思想の普及」の対策があり、市町村での津波浸水予想図の作成があまり行われていないなど、取り組みが進んでいない。</p>

(1) 津波防災思想の普及

ア 県が実施する対策の概要

津波警戒に対する啓発を行うとともに、沿岸市町村と協力して津波浸水予想図の作成及び避難誘導標識等の整備を行い、地域住民に津波危険予想地域の周知を行う。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	1 津波に関する防災思想の普及 (1) 県広報誌「県政だより みえ」12月号に特集記事を掲載 (2) 県総合防災訓練 (鶴殿会場) で津波対策訓練を実施 (3) 自主防災リーダー研修会 (尾鷲会場) で津波被害想定訓練を実施 (4) 防災週間中、県庁1階県民ホールで津波防災パネル展を実施
	2 津波浸水予想図を作成している市町村は、尾鷲市1市だけである。国土庁が作成した津波浸水予測図を市町村に貸し出している (CD版は関係市町村へ配布)。 3 避難誘導標識等の整備 (1) 必要箇所数 - 把握していない (2) 整備箇所数 - 志摩町3基、海山町3基 (宝くじ助成事業) その他、市町村単独事業については把握していない。

ウ 課題及び問題点等

(ア) 津波浸水予想図の作成

市町村が避難路や避難場所を選定するにあたって、詳細な津波浸水範囲の想定が必要であることから、津波浸水予想図の作成について市町村を支援する必要がある。

(イ) 避難誘導標識等の把握

住民等が短時間に避難するために必要な避難誘導標識等の必要ヶ所、設置ヶ所などその整備状況について把握していない。

9 避難対策計画

計画目標	地震が発生したとき住民を安全に避難させるための避難地、避難路、避難所を整備する。
監査結果	この計画には「避難場所、避難路の整備」と「避難所運営体制の確立」の対策があり、おおむね計画どおり対策を進めている。

(1) 避難場所、避難路の整備

ア 県が実施する対策の概要

地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域等にある公園等の公共空地を避難場所として、また、それらへの道路等を整備する。

イ 実施状況

担当課所	平成 12 年度の状況等
県土整備部 まちづくり推進課	鈴鹿青少年の森公園（鈴鹿市避難場所指定）、県庁前公園（津市一時立退き所指定）、熊野灘臨海公園（部紀伊長島町避難場所一部指定）とこれらへの避難路等は整備済みであった。

(2) 避難所運営体制の確立

ア 県が実施する対策の概要

市町村が設置する避難所の円滑な運営を図るため、避難所運営指針を作成しておく。

イ 実施状況

担当課所	平成 12 年度の状況等
健康福祉部 健康福祉政策課	災害弱者対応マニュアル作成指針の中に避難所の運営を盛り込むこととして、素案を作成している。

ウ 課題及び問題点等

避難所運営指針の作成は、平成12年度に作成した素案をもとに13年度の策定に向けて作業を進めているところであるが、早期に市町村に周知する必要がある。

10 火災予防計画

計画目標	地震発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。
監査結果	この計画には「火災予防対策の指導」の対策があり、おおむね計画どおり対策を進めているが、火災予防の啓発は、地震を特に意識したものではない。

(1) 火災予防対策の指導

ア 県が実施する対策の概要

(ア) 住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に、地震発生時の出火防止、初期消火及び延焼を防止するため、家庭に消火器具等の備えと取扱を指導する。

(イ) 消防法の規制を受ける危険物の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに、施設の管理者に自主的な保安教育の実施を指導する。

イ 実施状況

担当課所	項目	平成 12 年度の状況等
地域振興部 消防防災課	地震防災思想の普及	小学生等を対象に、防火習字、防火絵画の募集を行い、火災予防運動期間に優秀作品を掲示。 1 防火習字 - 秋季（11月9日～15日） 応募作品数 3,384点 2 防火絵画 - 春季（3月1日～7日） 応募作品数 1,263点
		1 一般事業所等の危険物取扱者を対象に実施 2 内 容 危険物災害と予防対策、危険物施設の震災対策等

危険物取扱者 保安講習会	3	実施者	社団法人三重県危険物安全協会
	4	実施回数	延べ20回
	5	受講者数	一般事業所対象 1,158名等 合計 3,994名

ウ 課題及び問題点等

火災予防の啓発

防火習字、防火絵画の募集等は、一般県民への防火意識の高揚を目的として、継続的に実施しているものの、一般的な火災予防としての啓発であることと、効果の検証を行っていない。

11 医療・救護計画

<p>計画目標</p> <p>大規模地震発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。 災害時に多量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。</p>
<p>監査結果</p> <p>この計画には「医療体制の整備」と「医療品等の確保・供給」の対策があり、おおむね計画どおり対策を進めているものの、初期医療体制の整備については、対策の内容に検討項目が多く、期限も定めていないため、いつ医療体制の整備ができるのか不明である。</p>

(1) 医療体制の整備

ア 初期医療体制の整備

(ア) 県が実施する対策の概要

- a 災害現場におけるトリアージ体制の検討
- b 被災地における医療体制の検討
- c トリアージタグの標準化、保管方法等の検討
- d 医療救護班の編成

トリアージ (triage) とは、治療の優先順位による患者の選別というフランス語

(イ) 実施状況

トリアージ体制の検討等は、災害医療対策協議会 (各災害拠点病院、三重県医師会、三重県病院協会、三重県消防長会、県関係：消防防災課・健康福祉政策課、医療政策課・県立病院課で構成) で行っていた。

担 当 課 所	平 成 1 2 年 度 の 状 況 等
健 康 福 祉 部 医 療 政 策 課	1 災害現場におけるトリアージ体制 (1) トリアージの具体的方法について、災害医療対策協議会で1回検討。災害時医療救護活動マニュアル(案)にまとめる方針で、原案を平成13年度中に作成し、14年度に対策協議会で検討する予定 (2) トリアージ訓練と災害医療セミナーの実施 県立総合医療センターで2回開催 参加者数 66名 2 被災地における医療体制 被災地の医療体制のあり方を、災害医療対策協議会で1回検討 3 トリアージタグの標準化 標準化に向けて災害医療対策協議会で1回検討 4 医療救護班の編成について (1) 各災害拠点病院では、病院防災マニュアルを作成する中で明確にする方針で進めている。災害拠点病院6ヶ所中5ヶ所で作成済み (2) 社団法人三重県医師会とは、医療救護班の派遣に関する「災害時の医療救護に関する協定書」を締結 (H 2 . 1 . 4 )
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	消防学校で、消防職員等救急隊員に対してトリアージに関する講義を行っている。

(ウ) 課題及び問題点等

トリアージ体制等の整備

平成10年度から本格的に検討を始めているが、被災地における医療体制やトリアージタグの標準化などについては、対策協議会で年1回の検討がなされている程度で、また、全体的な年次計画及び目標期限が定められていないことから、初期医療体制がいつ整備されるか、見込みが立っていない状

況であった。

このことは、次の「イ 後方医療体制等の整備」も同様である。

イ 後方医療体制等の整備

(ア) 県が実施する対策の概要

- a 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備
- b 災害拠点病院の整備
- c 医療情報の収集、伝達手段の整備
  - (a) 広域災害・救急医療情報システムの整備充実
  - (b) 保健所、消防本部、県警察等が収集した情報を活用する仕組みの検討
- d 患者搬送体制の整備

(イ) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
健 康 福 祉 部 医 療 政 策 課	1 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備 災害医療対策協議会で 1 回検討、医療救護マニュアル（案）にまとめる方針で、原案を平成13年度中に作成し、14年度に対策協議会で検討する予定。 2 災害拠点病院の整備 (1) 県内 6 か所に災害拠点病院を指定 (2) 災害拠点病院に必要な設備は、各病院から提出する施設表で把握 3 医療情報の収集、伝達手段の整備 (1) 三重県広域災害・救急医療情報システムとして完成、平成15年度からの運用を予定。システムの操作訓練を 3 回実施。 (2) 保健所等各関係機関から得た情報の共有化、活用する仕組みは、医療救護マニュアルの中で明確にする方針である。 4 患者搬送体制の整備 災害医療対策協議会等で、ヘリコプターの有効活用等を検討 1 回
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	医療情報の収集、伝達手段の整備に関して、災害医療対策協議会に参加して検討を行った。
警 察 本 部 警 備 第 二 課	平成12年10月31日に発生した「三重県中部地震」では、医療関係の情報（病院の倒壊等）入手はなかったが、被災状況を把握した場合は、保健所等と連携する方針である。

(ウ) 課題及び問題点等

災害拠点病院の整備

災害拠点病院 6 ヶ所のうち、次の病院については、専用回線による携帯電話や移動系無線等により連絡手段を確保しているが、不十分であるので三重県防災行政無線設備の設置を図りたい。

県防災無線未設置：厚生連鈴鹿中央総合病院、上野総合市民病院、尾鷲総合病院

県防災無線設置済：総合医療センター、三重大学医学部付属病院、日赤山田病院

ウ 災害医療コーディネーターの養成等

(ア) 県が実施する対策の概要

災害時における救護班の配置・撤去の判断、救護所と医師会との連携等、災害医療全般にわたるコーディネートを行う災害医療コーディネーターの養成等を行う。

(イ) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
健 康 福 祉 部 医 療 政 策 課	1 災害医療セミナーの開催 2 回 今後も、災害医療セミナーを実施して、年間50人、10チーム（1チームは医師等の 5 人）の参加を働きかける。 2 災害医療従事者研修会（国実施）への参加 1 回（4 日間） 参加者は、災害拠点病院の医師、看護婦（2）、薬剤師、事務の計 5 人

(ウ) 課題及び問題点等

災害医療コーディネーター派遣機関との連絡体制等

災害発生時における災害医療コーディネーター派遣機関との連絡方法の確保や配置等についての体制が構築されていない。

今後、これらの連絡方法等は医療救護マニュアルの中に盛り込んでいく方針であるが、当該マニュアル作成の年次計画及び目標期限を定めていない。

(2) 医療品等の確保・供給

ア 医薬品・衛生材料等の備蓄

(ア) 県が実施する対策の概要

災害直後の初動期に必要な医薬品等は、災害医薬品備蓄センター（津市）の在庫備蓄及び医薬品卸業者による流通備蓄（四日市・上野・津・伊勢・尾鷲）により対応する。輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センター及び県内地域別備蓄病院13ヶ所に備蓄する。

(イ) 実施状況

医薬品・衛生材料等については、阪神・淡路大震災の被害等を踏まえ、その必要量を約4万人と算出し、県直轄による在庫備蓄及び委託による流通備蓄等で対応しており、おおむね整備されていた。

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
健 康 福 祉 部 薬 務 食 品 課	地震発生後2日間に必要な医薬品等を備蓄 1 備蓄状況 (1) 災害医薬品備蓄センター（日本赤十字社三重県支部）及び流通備蓄所12ヶ所で備蓄。備蓄する品目、数量等は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」の中にまとめている。 ア 県直轄備蓄 1ヶ所（災害医薬品備蓄センター） 医薬品126品目 イ 委託契約による流通備蓄分（流通備蓄所） 医薬品等5ヶ所、衛生材料等3ヶ所、歯科用医薬品等3ヶ所 ウ 契約によらない流通備蓄分（流通備蓄所）輸液等 1ヶ所 (2) 委託契約にかかる費用 医薬品等126万円、衛生材料等63万円、歯科用医薬品等14万円 2 点検状況 災害時備蓄医薬品等管理要領を定めて、年2回の点検と管理記録の作成を義務づけている。12年度の点検結果はおおむね問題なし。

イ 救援物資の活用

(ア) 県が実施する対策の概要

国や他府県等からの医薬品等救援物資を活用するため、受入れ及び供給体制を構築する。

(イ) 実施状況

救援物資（医薬品等）の受入れから救護所等への供給体制については、おおむね整備されていた。

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
健 康 福 祉 部 薬 務 食 品 課	医薬品等の救援物資の受入れ及び供給体制（3日目以降）は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」に定めている。 このマニュアルには、医薬品集積場所の確保、分配拠点施設、医薬品等の保管管理に関する「救援医薬品等管理業務要領」等が含まれている。

ウ 医薬品・衛生材料等の調達・分配

(ア) 県が実施する対策の概要

県災害対策本部の災害医療コーディネーターの指導により、県が備蓄している医療品等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに、県内医療機関等の協力を得て、必要な医薬品等の調達・分配を行う体制を整備する。

また、必要に応じて、国等に対しても医療品等の提供を要請する体制を構築する。

(イ) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
健 康 福 祉 部 薬 務 食 品 課	1 調達は、県備蓄のほか社団法人三重県薬剤師会など医薬品等関係団体と「災害時における医薬品等の調達に関する協定書」を締結し、在庫品の優先的拠出を定めている。 2 分配・搬送は上記協定書により、医薬品等関係団体などの援助で行う。 3 津近郊で地震が発生したと想定し、薬務食品課と津保健福祉部間で必要な医薬品等の供給要請にかかる連絡訓練を実施している。

(ウ) 課題及び問題点等

医薬品等関係団体への供給指示は電話回線で行う計画であり、回線切断時は県防災行政無線により備蓄団体の近くの県民局保健福祉部に連絡し、担当者が出向いて伝達することとしている。保健福祉部から備蓄団体への連絡体制について、危険箇所や迂回ルート等を訓練により検証しておく必要があ

る。

12 危険物施設等災害予防計画

計画目標	地震による危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の被害を軽減し、二次災害を防止する。
監査結果	この計画には、「指導の強化」と「毒物劇物災害予防対策」の対策があり、両対策ともおおむね計画どおり対策が進められているが、毒物劇物災害予防対策の事故処理マニュアル策定率が低いという課題がある。

(1) 指導の強化

ア 県が実施する対策の概要

消防法等関係法令に基づく立入検査、保安検査等及び危険物等の移動に対する路上取締等を実施し、施設の管理監督者及び車両運転手等に対する指導を強化する。

イ 実施状況

消防法、高圧ガス保安法関係法令に基づく保安検査及び立入調査等について、法令の規定に基づき適正に実施している。

担 当 課 所	平成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	1 液化石油ガスの保安の確保等に関する法律に基づく立入検査 実施件数：1,331件 126ヶ所の販売所等に改善を指示
	2 高圧ガス保安法に基づく保安検査 実施件数 367件
	3 路上取締指導 実施力所 14、点検台数 45台 違反車両 8 台の事業所に改善指示
	4 講習会の開催（危険物質に係るハザード低減対策講習会 - 2 回実施） 高圧ガス、消防法危険物等の取扱事業所を対象、346名参加

(2) 毒物劇物災害予防対策

ア 県が実施する対策の概要

災害時に毒物劇物が流出又は散逸等不測の事態に備えて、次の対策を講じる。

- (ア) 毒物劇物保有状況及び事故処理剤・治療用薬剤備蓄状況等の把握及びこれらのデータベース化など
- (イ) 毒物劇物使用・保有施設の危険防止規定（事故処理マニュアル）の策定及び指導
- (ウ) 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会の実施

イ 実施状況

担 当 課 所	平成 12 年 度 の 状 況 等
健 康 福 祉 部 薬 務 食 品 課	1 毒物劇物保有状況等のデータベースシステム 本庁と各保健所間をネットワーク化し、製造所等における毒物劇物保有状況、事故処理剤備蓄状況、病院等における解毒剤の備蓄状況等を情報提供。その他に治療薬適用医薬品情報システムを運用
	2 毒物劇物使用・保有施設の事故処理マニュアルの策定及び指導 (1) 重点監視施設1,511施設中464施設が事故処理マニュアルを作成 (2) 集合研修等による指導・啓発
	3 毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会の実施 県民局保健福祉部 9回実施

ウ 課題及び問題点等

事故処理マニュアルの作成

毒物劇物重点監視施設の事故処理マニュアルの作成率は約3割と低い状況にあることから、毒物劇物使用・保有施設が、毒物等の事故処理に適切かつ迅速に対応できるよう事故処理マニュアルの策定及び指導に努める必要がある。

13 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

計画目標	橋梁、電気、上水道、工業用水道等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害時に強い公共施設（耐震化、代替性、多重化等）を整備する。
------	--

監査結果

この計画には、「橋梁」、「電気」、「上下水道・工業用水道」の対策があり、いずれもおおむね計画どおり対策を進めている。

(1) 県が実施する対策の概要

ア 橋梁

橋梁については、耐震性の向上を推進する。

[表 - 16 県管理緊急輸送道路橋梁震災対策箇所 (補強) 数値目標]

項 目	現 状	2001 年 度 目 標
県管理緊急輸送道路橋梁震災対策箇所 (補強)	22% (100橋 / 457橋)	61% (279橋 / 457橋)

\* 新総合計画「三重のくにづくり宣言」より引用

イ 電気

災害時における電気の供給を確保するため、発電所施設の予防保全等を行う。

- (ア) 発電所施設の被災防止を考慮した安全設計施工
- (イ) 発電所施設の定期的な巡視及び点検、施設管理用図書、資材及び工具類の整備
- (ウ) 災害対策についての教育及び訓練の実施及び災害対策マニュアルの整備

ウ 上水道

地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止する。

エ 工業用水道

工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧が図れる事前対策として、施設の耐震性強化・整備事業の推進、各種図書の整備及び職員の教育・訓練などを実施する。

(2) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
県 土 整 備 部 道 路 整 備 課	県管理の緊急輸送道路橋梁震災対策箇所の耐震化65% (298橋 / 457橋、H13年度見込み)
企 業 庁 電 気 課 ( 電 気 )	1 電気事業保安規定等に基づき、巡視月2回、点検年1回実施 2 各種規程等に基づき、施設管理用図書、資材及び工具類を整備 3 災害対策マニュアルとして、震災対策基本計画及び実施要領 (電気事業編) を策定。また、危機管理マニュアル研修を7月に実施 4 電気事業発電所設備点検手入基準等に基づき、無線装置等の点検実施
企 業 庁 都 市 用 水 課 ( 上 水 道 )	1 水管橋の落橋防止装置の設置 13橋 計画42橋 (H15年度まで)、実施済19橋 2 維持管理図書の整備 (マッピングシステムの整備等) 3 復旧用資材の備蓄 4 他府県と備蓄資機材の保有状況・応援体制の情報交換 5 職員研修 実地訓練等3回、42名参加
企 業 庁 都 市 用 水 課 ( 工 業 用 水 道 )	1 北伊勢工業用水道 水管橋耐震補強工事の実施 (1橋) 計画14橋 (H23年度まで) 実施済2橋 2 松阪工業用水道 維持管理図書の整備 3 職員研修 研修内容等は、「上水道」に同じ。 4 北勢水道事務所の耐震化工事 平成14年度及び15年度に計画

(3) 課題及び問題点等

ア 災害対策訓練の実施

電気事業について、計画どおり継続して災害対策訓練を実施していく必要がある。

イ 耐震性の強化

おおむね計画どおり工業用水道の耐震補強工事を実施しているが、今後も長期間にわたって補強工事が予定されているので、計画に沿って着実に実施する必要がある。

計画目標

防災上重要な公共施設の耐震性を強化する。

監査結果

この計画には「対象となる建築物」や「技術者の養成」など3つの対策がある。技術者や危険度判定士の養成は進んでいるものの、特に民間建築物の耐震化が進んでいないことや、宅地危険度判定体制及び判定制度の整備が遅れているなどの課題等がある。

(1) 県有建築物

ア 県が実施する対策の概要

防災業務の中心となる施設や避難所等の耐震性調査を行い、順次必要な改築・補強を行う。その他、県有施設については順次耐震性の確保を行う。

[表 - 17 県立学校の耐震化整備率数値目標]

項目	現 状	2001年度目標
県立学校の耐震化整備率	0%	50%

\*新総合計画「三重のくにつくり宣言」より引用

イ 実施状況

(ア) 県庁舎・警察署

庁舎については6施設、警察署は14施設に耐震性がないが、本庁舎は平成13年度から補強工事を行っており、他の庁舎及び警察署についても、今後計画的に改善していくこととしている。

実施課所	施設数	耐震性の有無			耐震性が無・不明の主な施設
		有	無	不明	
総務局	12	6	6	0	県庁、桑名庁舎、四日市庁舎、伊勢庁舎、尾鷲庁舎、熊野庁舎
警察本部	21	7	14	0	警察署
計	33	13	20	0	

(イ) 病院・保健所・社会福祉施設・学校等

病院・保健所・社会福祉施設・学校等の状況は次のとおりで、避難場所に指定されている県立学校は34校で、うち18校の校舎等に耐震性がない、又は不明であるが、年次計画に基づき順次改修工事を進めている。

なお、県立学校の耐震化整備率は、平成13年度末現在62.5%となっており、2001年度数値目標を達成している。

実施課所	施設数	耐震性の有無			耐震性が無・不明の主な施設
		有	無	不明	
健康福祉部	9	8	1	0	あすなる学園(一部)
教育委員会	34	16	11	7	県立学校(18校のうち11校は一部)
病院事業庁	4	3	1	0	県立志摩病院(一部)
計	47	27	13	7	

(ウ) その他の県有建築物

a その他の県有建築物の状況は次のとおりで、耐震性がない、又は不明とする施設が26施設ある。

実施課所	施設数	耐震性の有無			耐震性が無・不明の主な施設
		有	無	不明	
総合企画局	16	10	0	6	科学技術振興センター(研究部)
総務局	4	1	1	2	吉田山会館、知事公舎、副知事公舎
生活部	5	3	1	1	勤労者福祉会館、津高等技術学校(一部)
健康福祉部	9	7	2	0	総合保健センター、県社会福祉会館
農林水産商工部	4	1	1	2	中央卸売市場、病害虫防除所、農業大学校
教育委員会	10	8	2	0	博物館、美術館
地域振興部	2	2	0	0	
北勢県民局	3	0	0	3	下水道部、北勢家畜保健所、北勢児童相談所
津地方県民局	4	2	0	2	君ヶ野ダム管理棟、安濃ダム管理棟
松阪地方県民局	2	0	0	2	宮川ダム管理棟
伊賀県民局	1	1	0	0	

企 業 庁	4	3	1	0	三瀬谷ダム管理棟
計	64	38	8	18	

b 職員住宅等の状況は次のとおりで、県営住宅17棟については今後5ヶ年で建替え又は補強を行うこととしている。

実施課所	棟数	耐震性の有無			耐震性が無・不明の主な施設
		有	無	不明	
総務局	37	18	0	19	職員住宅
県土整備部	322	305	17	0	県営住宅
教育委員会	47	0	0	47	教職員住宅
計	406	323	17	66	

ウ 課題及び問題点等

(ア) 耐震性の確保

災害活動拠点となる庁舎や避難場所に指定された県立学校等の施設で、耐震性のないものが41施設、県営住宅17棟、不明なものが25施設、職員住宅等66棟あり、改善計画等がない施設については、耐震性の確保に向けて計画的に取り組む必要がある。

(イ) 市町村への情報提供

市町村が避難所等に指定している県立学校について、施設に関する耐震性の有無及び今後の改修計画等についての情報を市町村に提供していない。

(2) 一般建築物

ア 県が実施する対策の概要

病院、社会福祉施設等多数の住民が集まる建築物については、県有建築物と同様に、耐震性の確保(建築落下物の防止を含む。)を指導する。

また、住宅等小規模な建築物の耐震性を進めるため、住宅相談窓口を開設する。

イ 実施状況

担当課所	平成12年度の状況等
県土整備部 建築住宅課	1 建築物防災に関する啓発 (1) 広報 県広報誌「県政だより みえ」、ラジオ8回(再掲) (2) 建築物防災相談 平成13年3月1日～7日実施 相談件数2件 (3) 防災講演会の開催 平成13年3月6日実施 参加者 103人 演題 「建築物の安全と性能」 (4) 県民局建設部及び市町村建築関係部に防災パンフレット等を配置 2 木造住宅耐震診断講習会修了者登録簿の備え置き 市町村、県民局建設部の相談窓口に登録簿を置き、登録者を紹介

ウ 課題及び問題点等

(ア) 特定施設の耐震改修

特定施設の耐震改修等は、次のとおりで進んでいない状況である。

[表 - 17 特定施設の耐震改修状況]

対象建築物	公的建築物		民間の建築物	
	対象建築物数	耐震改修実施棟数	対象建築物数	耐震改修実施棟数
病院、社会福祉施設、学校、劇場等特定施設	1,588	653	646	7
		うち改修・建替が必要	433	4
		耐震改修実施棟数	205	1
		建替実施棟数	15	2
		除却済み棟数	2	2

注 1 建築住宅課作成資料による。平成13年3月現在

2 特定施設は、病院、社会福祉施設、学校、劇場その他多数のものが利用する建築物で、階数が3かつ床面積の合計が1,000㎡以上である。

(イ) 実施計画の策定

耐震診断・改修を総合的、計画的に促進するための基本的な枠組みを定めた三重県既存建築物改修促進計画を策定(平成10年3月)しているが、その中で、耐震診断・改修を促進する重点区域などを定めるとしている実施計画は作成されていない。

(ウ) 耐震改修相談

耐震改修の無料相談は、平成 7 年度から 9 年度にかけて延べ250回県下全域で実施していたが、平成12年度は建築物防災週間（相談件数は 2 件）に実施している程度である。実施方法等を検討して積極的に取り組む必要がある。

(3) 技術者の養成

ア 県が実施する対策の概要

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、建築士等に対して講習会を実施し、技術者を養成する。

イ 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
県 土 整 備 部 建 築 住 宅 課	1 平成10年度以降、耐震診断技術者養成講習会は実施していない。 平成 7 年度から 9 年度の耐震診断技術者養成講習会参加者数 鉄骨・鉄筋コンクリート造関係 388人 木造建築 308人 受講者合計696人 2 今後は、耐震診断技術に大きな改正があったときに講習会の実施を検討

ウ 課題及び問題点等

講習会の実施により技術者の確保は進んでいるが、被害想定の見直し等による耐震診断・耐震改修の必要性が増大することが考えられるので、技術者養成を検討する必要がある。

(4) 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定体制

ア 被災建築物応急危険度判定士の養成

(ア) 県が実施する対策の概要

建物の余震による倒壊や落下物による二次災害を防止するため、建築士等を対象とした判定士養成講習会を実施して判定士を養成する。

[表 - 19 被災建築物応急危険度判定士養成数値目標]

項 目	現 状 (H9 . 11現在)	2001 年 度 目 標
被災建築物応急危険度判定士	1,388人	2,000人

注 1 新総合計画「三重のくにつくり宣言」により引用

2 当初目標3,000人を近隣県との相互応援の確立により、平成 9 年度2,000人に修正

(イ) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
県 土 整 備 部 建 築 住 宅 課	1 被災建築物応急危険度判定士の人数 1,612人 (平成12年度)。 2 平成12年度は判定士養成講習会を実施していなかったが、平成13年度は講習会を実施して、108名の新規登録者があった。

(ウ) 課題及び問題点等

数値目標の達成

平成13年度判定士養成講習会の実施により新規登録者の増加等があったが、2001年度数値目標は達成できない状況である。

イ 被災宅地危険度判定士の養成

(ア) 県が実施する対策の概要

余震による二次災害を防止するため、建築又は土木技術者を対象とした宅地判定士養成講習会を実施し、宅地判定士を養成する。

[表 - 20 被災宅地危険度判定士養成数値目標]

項 目	現 状 (H9 . 11現在)	2001 年 度 目 標
被災宅地危険度判定士		75人

\* 新総合計画「三重のくにつくり宣言」により引用

(イ) 実施状況

判定士の養成は計画どおり進んでおり、数値目標の75人を達成している。

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
県 土 整 備 部 都 市 計 画 課	全国協議会が開催する講習会を受講して、26人 (県職員 6 人、市町村職員20人) が判定士登録を受け、これにより累計登録者数は54人となっている。なお、13年度は28人受講している。

ウ 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定制度

(ア) 県が実施する対策の概要

判定方法、判定技術者の権限等について、行政庁間（国、県、市町村）で相互に緊密な連携を取るとともに、市町村の地域防災計画等に反映させて体制を整備する。

(イ) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
県 土 整 備 部 都 市 計 画 課	現在は、最低限必要な判定士を養成している段階である。
県 土 整 備 部 建 築 住 宅 課	1 被災建築物にかかる判定方法等は応急危険度判定制度として整備済み現在、体系的なマニュアルを作成する方向で検討している。 2 三重県被災建築物応急危険度判定協議会（平成9年度設立）を設置して、県内市町村と連絡、調整を実施している。 3 市町村地域防災計画等へ反映させる方法として、当該計画の修正協議の際、市町村による応急危険度を盛り込むよう要請を行っている。

(ウ) 課題及び問題点等

体制の整備

被災宅地危険度判定士の養成と判定方法等の制度化は一体的に整備されて、機能するものであるから、判定制度を早期に創設し、判定体制を整える必要がある。

15 活動体制

<p>計画目標</p> <p>大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されるため、交通、通信が途絶していても迅速に災害対策本部を立ち上げ、的確な災害応急対策を実施する。</p>
<p>監査結果</p> <p>県の活動体制については、交通途絶時に職員がどの程度参集できるのか計画どおり把握していない、地方部の所掌事務に内容が不明なものがあることや、平成12年10月に発生した県中部地震の際に、職員配備体制が計画どおり整わなかったなどの課題等があり、災害対策本部の立ち上げ及び応急対策の実施に不安がある。</p>

警察本部の活動体制については、警察業務として繰り返し実施されていることから今回の監査の対象外とした。

(1) 地震防災体制にかかる進行管理

ア 実施状況

消防防災課、各部局災害主管課及び県民局企画調整部は、三重県地域防災計画に基づき各課所が実施する防災対策について、その進捗状況を全体的に把握していない。

イ 課題及び問題点等

(ア) 地域振興部消防防災課

消防防災課は県全体の地震防災体制を推進する役割があるので、各部局が実施する防災対策の進捗状況の全体を把握し、三重県地域防災計画の進行管理を行う必要がある。

また、各県民局企画調整部に対して、地方部の組織、所掌事務を定める災害対策活動実施要領等の提出を求め、地方部の防災体制を確認する必要がある。

(イ) 各部局災害主管課及び各県民局企画調整部

災害主管課及び企画調整部は、関係課所が実施する防災対策の進捗状況や事務処理要領等の作成状況を把握し、部局又は県民局内の地震防災体制の進行管理を行う必要がある。

(ウ) 進行管理責任の明確化

地域防災計画に基づき各部局が実施している防災対策の進捗状況が全体として把握されておらず進行管理が行われていなかった。当該計画を着実に推進していくためには、進行管理における責任の所在を明確にし、整備状況を的確に把握することが必要である。

(2) 防災会議

ア 実施状況

防災会議は、平成12年度は開催されていなかった。平成13年度は、担当部局が提案する計画の修正案

等について審議、協議を行っている。

イ 課題及び問題点等

上記(1)のとおり、三重県地域防災計画の全体的な進行管理が行われていないことから、防災会議においては、県全体の地震防災体制の整備状況等を把握し、課題対応への優先順位の検討などを行い、当該防災計画の推進に努めることが求められる。

(3) 災害対策活動実施要領等の作成

ア 実施状況

災害対策活動実施要領は、本部及び全ての地方部で作成されており、また、見直しについても行われている。

イ 課題及び問題点等

(ア) 地方部長の職務代理者

地方部長に事故があるときの職務代理者は、全ての地方部で地方副部長を指定していたが、地方副部長に事故があるときの職務代理の規定がない地方部がある ( 3 地方部 ) 。

(イ) 所掌事務

本部及び地方部の各課所は、災害応急活動等を実施するため、三重県災害対策活動実施要領又は地方部の災害対策活動実施要領にそれぞれの所掌事務を定めているが、次のような事例が見受けられた。

a 地方部の所掌事務に関して、「ボランティアの受入れに関すること。」は、生活環境部の所掌事務として規定する地方部と規定していない地方部がある。また、その他の事務についても同様の事例が見受けられた。

b 地方部の所掌事務で、次の事務について具体的な内容がわからないとする課所が見受けられた。

[表 - 21 具体的な内容が不明な事務]

所 管 部	所 掌 事 務 の 内 容
企 画 調 整 部	1 罹災市町村の行政指導に関すること 2 被災地の民心安定に関すること 3 応急輸送に関することなど
生 活 環 境 部	1 災害時の生活必需品などの買い占め、売り惜しみなどに対する監視、指導に関すること 2 ボランティアに関すること 3 文化施設および宗教法人の災害に関することなど
保 健 福 祉 部	1 医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 ボランティアの受入れに関すること 3 ボランティアコーディネーターに関することなど
農 林 水 産 商 工 部	1 救助用食料の供給に関すること 2 緊急物資及び物価対策に関すること
教 育 事 務 所	1 災害及び生徒に対する避難事業に関すること 2 災害救助に協力する生徒の連絡調整に関すること

c 津地方県民局農林水産商工部では、所掌事務として「家畜伝染病予防に関すること」などの事務が削除されていたが、当部が関与すべき事務である。

(4) 所掌事務処理要領等の策定状況

ア 実施状況

災害対策活動実施要領に規定する所掌事務に関して、具体的な事務処理要領等を作成している課所は 65ヶ所、作成していない課所は62ヶ所ある。

イ 課題及び問題点等

所掌事務のマニュアル化

(ア) 所掌事務は、包括的な内容で規定されているので、災害応急活動を迅速かつ的確に行うためには事務処理要領等は必要である。

(イ) 所掌事務ごとに被害情報の収集・伝達先などの初動措置内容を明記した初動対応のマニュアルを作成している課所が一部見受けられたが、地震発生時には、相当の混乱が予測されるので、全庁的に初動対応のマニュアルを作成する必要がある。

(5) 職員の配備体制

ア 実施状況

配備体制に関しては、毎年度各課所において配備基準に基づき、配備編成計画を策定しているが、平

成12年10月31日(火)午前1時43分に発生した三重県中部地震時の配備体制を調査したところ、その状況は次のとおりであった。

[表 - 22 配備体制の実施状況]

実施課所	計画配備人員	実績配備人員	実施課所	計画配備人員	実績配備人員
総合企画局	2 (2)	9 (6)	企業庁	3 (3)	1 (1)
総務局			病院事業庁	1 (1)	0 (0)
生活部			北勢県民局	39 (15)	24 (9)
出納部			津地方県民局	68 (15)	14 (5)
健康福祉部	5 (4)	1 (1)	松阪地方県民局	44 (14)	10 (4)
環境部	1 (1)	1 (1)	南勢志摩県民局	44 (13)	21 (8)
農林水産商工部	1 (1)	1 (1)	伊賀県民局	9 (6)	10 (4)
地域振興部	9 (2)	9 (2)	紀北県民局	13 (6)	11 (5)
県土整備部	9 (7)	8 (5)	紀南県民局	9 (3)	8 (3)
教育委員会	7 (5)	2 (1)	計	264 (98)	130 (56)

注 ( ) 内は、課所数を表す。

イ 課題及び問題点等

(ア) 配備計画と配備実績の相違

災害主管課及び県民局企画調整部においては、全ての課所で計画どおり配備体制がとられていたが、これら以外では計画と実績が整合していない課所があり、全体として警戒体制が確立していない状況となっている。

(イ) 部局内の配備体制の把握

災害主管課及び県民局企画調整部で部局内の配備体制を把握していないところが見受けられた。

(6) 防災対応マニュアルなどの保管場所

ア 実施状況

非常連絡網、事務処理要領及び災害対策活動実施要領など防災対応マニュアルの保管場所は、担当者の机の上、ロッカーの上など統一されていない。

イ 課題及び問題点等

災害発生時に参集してきた職員が直ちに参照できるよう、また外部からの応援職員が使用できるよう、保管場所等を統一するとともに、職員に周知しておく必要がある。

(7) 交通途絶時の職員の参集場所の把握状況

ア 実施状況

交通途絶時における所属職員の参集場所については、平常時から各課所で把握しておくこととしているが、各部局災害主管課及び県民局企画調整部で調査したところ、参集場所を把握していたのはわずかである。

なお、平成14年2月12日の非常参集訓練に備えて、各課所で所属職員の参集場所を把握することとしていた。

イ 課題及び問題点等

(ア) 所属職員の参集場所の把握

交通途絶時に所属職員が参集する場所を把握することは、所属へ参集する職員で初動体制を維持できるかどうか検証するためには不可欠であることから、毎年度、所属職員の参集場所を把握し、配備体制の検証を行う必要がある。

(イ) 土曜・日曜日等勤務時間外の配備体制

紀北県民局及び紀南県民局においては、単身赴任者等が多く、土曜・日曜日等の配備体制が弱いのので、迅速な初動体制を確保できるよう体制を整備しておく必要がある。

(8) 防災ファクシミリ等の固定状況

ア 実施状況

(ア) 災害発生時の重要な情報収集・伝達手段となる防災専用のファクシミリの固定化について、地域振興部消防防災課及び県民局企画調整部で調査したところ、一部講じられていない課所がある。

(イ) 事務用ファクシミリについても防災行政無線を使用できることから、上記と同様各部局災害主管課で調査したところ、全ての課所で固定されていない。

イ 課題及び問題点等

防災ファクシミリ等の固定

防災ファクシミリ及び事務用ファクシミリは災害発生時の重要な情報収集・伝達手段であるが、大規模地震の場合、転倒により破損する可能性が大きいので、床との固定など転倒防止措置を講じておく必要がある。

(9) 防災対策の総合推進

(ア) 県が実施する対策の概要

三重県の防災対策の基本となる「三重県地域防災計画」を実効性のある計画とするため、市町村の地域防災計画「震災対策編」の策定を促進する。

[ 表 - 23 市町村地域防災計画震災対策編策定率数値目標 ]

項 目	現 状	2001 年 度 目 標
市町村地域防災計画震災対策編策定率	18.8%	100%

\* 新総合計画「三重のくにつくり宣言」より引用

(イ) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	<p>全市町村で市町村地域防災計画を策定しているが、震災対策編を作成しているのは44団体である。</p> <p>未作成市町村 (25団体)</p> <p>内陸部 多度町、藤原町、大安町、久居市、美里村、安濃町、白山町、美杉村、飯南町、飯高町、多気町、大台町、玉城町、度会町、伊賀町、阿山町、島ヶ原村、青山町、紀和町、</p> <p>沿岸部 木曽岬町、明和町、紀勢町、浜島町、阿児町、鷺殿村</p> <p>なお、平成14年3月31日現在、未作成市町村は22団体となっている。</p>

イ 課題及び問題点等

市町村地域防災計画 (震災対策編) 策定の促進

三重県地域防災計画は市町村計画が策定されていることを前提としているが、震災対策編の未策定市町村が平成14年3月31日現在22団体 (うち、県と協議中14団体) あり、早急に策定するよう支援が必要である。

(10) 地震に関する調査研究状況

(ア) 県が実施する対策の概要

震災に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となるので、調査研究を実施し、その成果を積極的に地震防災対策に取り込み、充実を図っていく。

(イ) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	<p>1 東南海地震津波調査 実施時期 平成7年 内 容 東南海地震を想定して、数値シミュレーションによる浸水域、遡上高の予測結果を踏まえて、沿岸の津波危険性を評価</p> <p>2 活断層調査 実施時期 平成7年～ 内 容 県内の主要起震断層の詳細な位置及び過去の活動履歴を明らかにすることによって、調査対象断層の長期的な地震発生の可能性について評価を行うとともに、地震防災上の基礎資料を得る。 (鈴鹿東縁断層帯、布引山地東縁断層帯)</p> <p>広 報 一般向けパンフレットの配布及び成果報告会の開催による県民への周知</p> <p>なお、平成9年に実施した三重県地域防災計画被害想定の見直しの必要性の有無について、平成14年度から検討することとしている。</p>

イ 課題及び問題点等

情報の共有

調査結果については広く県民に公表するとともに、調査手法についても住民が作業に携わり、一緒に考えていく場を作ることが防災意識の高揚にもつながると思われる。

16 食料供給活動 (食料の調達)

<p>計画目標</p> <p>大規模地震発生時には自力では食料が確保できない災者が多数発生するとともに、商業施設等も大きな被害を被ることが想定されるため、り災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。</p>
<p>監査結果</p> <p>「食料の調達」についてはおおむね計画どおり対策を進めているが、社会福祉施設に対する備蓄の啓発や関係部間での情報の共有化に課題等がある。</p>

(1) 県が実施する対策の概要

ア 米の取扱い

(ア) 市町村からの供給申請に基づき、供給を行う必要があると認める時は、「主食用米穀売却要領」等により取り扱う。

(イ) 卸売業者の精米センター等を活用した応急食料供給協力体制を確立する。

イ 乳幼児用牛乳、乳製品の供給

関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じる方法を定めておく。

ウ その他食料品の取扱い

災害対策用応急食料として、パン、インスタント・レトルト食品等を迅速に調達できる方法を定めておく。

エ 災害弱者に配慮した食料の備蓄

社会福祉施設に対し、災害弱者に配慮した食料の備蓄を促進するよう啓発を行う。

(2) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
生 活 部 生 活 課	三重県生活協同組合連合会と食料品、衣料・寝具類、日用品等の調達に関する協定を締結している (H14.1.24)。
健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 政 策 課	災害弱者に配慮した食料の備蓄について、社会福祉施設に対し啓発を行っていない。
農 林 水 産 商 工 部 産 業 政 策 課	食料品、衣料・寝具類、日用品等について、「生活必需物資等の調達に関する協定書」を企業 7 社と協定を締結している。
農 林 水 産 商 工 部 農 芸 畜 産 振 興 課	1 米穀について (1) 津食糧事務所と「応急食糧の緊急引渡しについての協定書」の締結 (H 2. 12. 6) (2) 米穀販売業者の流通在庫を活用するため、「災害時における応急供給協力店名簿」を作成 (H 9. 3) し、県内全市町村に配布 2 牛乳、乳製品の供給について (1) 牛乳・乳製品応急供給要領及び乳業者等連絡先一覧表の作成 (2) 乳業者へ協力申入れ

なお、農林水産商工部が「生活必需物資等の調達に関する協定書」を締結している企業は、次のとおりである。

[ 表 - 24 流通備蓄協定企業一覧表 ]

協 定 企 業	協定締結日
イオン株式会社中部カンパニー	平成 8 年 3 月 1 日
株式会社一号館、スーパーサンシ株式会社、株式会社牛虎、株式会社ヤマナカ	平成 8 年 4 月 1 日
株式会社オークワ	平成 11 年 8 月 8 日
マックスバリュース中部株式会社	平成 11 年 10 月 1 日

(3) 課題及び問題点等

ア 米穀応急供給協力店名簿の見直し

米穀の供給について、米穀販売業者の協力を得て、「災害時における応急供給協力店名簿」を作成しているが、当初作成時から見直しが行われていないことから、現段階での実効性が不明である。

イ 食料品調達の連携

食料品の調達については、生活部と農林水産商工部が独自のルートで確保対策を講じており、望ましいことである。今後は、両部間で情報の共有化を行い、品目・数量等を相互に補完するなど連携に努める必要がある。

ウ 災害弱者に配慮した食料の備蓄

災害弱者に配慮した食料については、社会福祉施設に備蓄の啓発を行うこととなっているが、啓発等の対策は取られていない。

17 生活必需品等供給活動（生活必需品の確保）

計画目標	り災者等に対して、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を供給又は貸与する。
監査結果	「16食料供給活動」に同じ。

(1) 県が実施する対策の概要

ア 物資の調達、輸送

生活必需品を取り扱う小売り、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておく。

イ 燃料の確保

市町村から炊き出しに必要なプロパンガス及びその器具の調達について要請があったときは、(社)三重県エルピーガス協会に対し、調達協力を依頼する。

ウ 災害弱者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、災害弱者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

(2) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
生 活 部 生 活 課	「16食料供給活動」に同じ。
健 康 福 祉 部 健 康 福 祉 政 策 課	1 災害対策用毛布を各県民局保健福祉部の管理により備蓄 2 災害弱者に配慮した物資の備蓄は、「17食料供給活動」に同じ。
農 林 水 産 商 工 部 産 業 政 策 課	「16食料供給活動」に同じ。
地 域 振 興 部 消 防 防 災 課	燃料については、県の要請により、社団法人三重県エルピーガス協会の提供協力が得られる。

(3) 課題及び問題点等

「16 食料供給活動(3)イ及びウ」に同じ。

18 避難対策計画（児童生徒等の安全対策）

計画目標	警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。
監査結果	「児童生徒等の安全対策」は、おおむね計画どおり対策を進めている。

(1) 県が実施する対策の概要

ア 学校等においては、東海地震の警戒宣言が発せられた場合の原則をふまえて、通学方法、通学距離、

通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に即して具体的な対応方法を定めておく。

イ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ

保護者その他関係者に周知しておく。

ウ 施設、設備について、日頃から安全点検を行い、警戒宣言発令時には災害の発生を防止するため、必

要な措置を講じる。

[ 表 - 25 学校防災マニュアル作成率数値目標 ]

項 目	現 状	2001 年 度 目 標
学校防災マニュアル作成率	60%	100%

\* 新総合計画「三重のくにつくり宣言」より引用

(2) 実施状況

担 当 課 所	平 成 12 年 度 の 状 況 等
生 活 振 興 部 室 私 学 振 興 部 室	1 学校訪問や事業の立入調査のときに確認し、助言等を行っている。 学校訪問 - 小、中学校及び高等学校は毎年 2 学校での対応 (1) 地震時の対応を学校生活のしおり等に記載し、注意を喚起 (2) 避難訓練等を1年に2回以上実施
教 育 委 員 会 課 学 校 教 育 課	1 手引きの作成等 (1) 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の対応方法 ア 「学校における地震防災の手引き」の作成 (H 8 年度) イ 「学校保健・安全指導の手引き」の作成 (H11年度) これらの手引きを小、中、高等学校等に配布 (2) 平成12年度末現在、各学校防災マニュアルの作成率は85%であるが、13年 度末現在では100%になっている。 2 施設、設備の安全点検 (1) 「学校保健・安全指導の手引き」に点検項目を具体的に提示 (2) 安全点検の実施状況 (学校教育課アンケート結果) 全ての学校で学校保健安全計画を作成し、実施

(3) 課題及び問題点等

私立学校に対する安全対策の確認、助言等

風水害や地震に対する場合の安全対策について確認、助言を行っているので、さらに東海地震警戒宣言発令時の対応を明確にした助言等が必要である。

19 「率先実行」としての取組み

監査結果

地震防災対策等を部局の率先実行として取り組んでいた課所は2部局3県民局と少ない状況である。

(1) 実施状況

地震防災に対する取組みについて、平成12年度の「率先実行」に掲げ、実施している部局を調査したところ、次のとおりであった。

部 局 名	率 先 実 行 内 容
地 域 振 興 部	1 県内市町村災害時応援協定の締結：平成12年9月1日 2 6自主防災組織の組織率から活動内容への質的変換 リーダー研修会5回実施、マニュアルの作成
出 納 局	新財務会計システムについて、災害時に対する安全性を確保するため、分散型のクライアントサーバー方式で開発 (H10～H12)
津 地 方 県 民 局	危機管理マニュアルの策定
松 阪 地 方 県 民 局	緊急時における危機管理マニュアルの策定
紀 北 県 民 局	紀北緊急連絡網の設定及び非常伝達訓練の実施 (3回)

(2) 課題及び問題点等

地震防災対策等を部局の率先実行として取り組んでいた課所は2部局3県民局である。

防災体制の整備は住民の生命及び財産を保護するために重要なことであるから、率先実行等に掲げ、積極的に推進していく必要がある。

第 6 まとめ

中央防災会議は、平成13年6月に東海地震の想定震源域を見直し、従前の想定震源域から西方に拡大することを公表した。これに伴い、県内では震度6弱以上となる地域や津波による危険地域の増加等により、本年4月、県内18市町村が東海地震防災対策強化地域として追加指定を受けた。

本県では、東海地震のほか東南海地震、南海地震の発生も高い確率で予測されている。

これらの大規模地震による被害を最小限にとどめるため、地震対策にかかる課題、問題等に取り組み、一日

も早く対策を講じられ、県民が安心して暮らせる地域社会が築かれるよう、県は、市町村、県民、ボランティア及び関係団体等と協力して、対応の強化を急ぐ必要があり、関係者の一層の努力を要望するものである。

最後に、今回の監査実施にあたりアンケート調査にご協力いただいた災害救援ボランティアネットワークみえの方々に感謝を申し上げます。

---

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、三重県知事から平成12年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

平成14年5月14日

三重県監査委員	秋	田	一	民
三重県監査委員	水	谷	俊	郎
三重県監査委員	川	端	治	夫
三重県監査委員	川	岸	光	男

## 平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ - マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
. 県土整備部の契約事務とその運営状況について		
【監査結果の概要】		
<p>1. 競争性の確保に問題があると認められる事例</p> <p>現在、設計金額の「積算基準」と「設計単価」が公表されている等、各入札業者は予定価格に近い数字を想定できるにもかかわらず、入札金額の大部分が予定価格を超える金額である。</p> <p>監査対象とした、北勢県民局桑名建設部、同局下水道部、南勢志摩県民局伊勢建設部、紀南県民局建設部とも、入札業者の70～80%前後は予定価格を超える入札を行い、予定価格以下の入札業者は20～30%程度となっており、「競争性の確保」に問題があるといえよう。</p>	<p>入札契約制度については、透明性や客観性、競争性を高めるため、一般競争入札や公募型指名競争入札に係る対象金額の引下げやインターネットを活用した入札情報の発信のほか、積算基準や設計単価の公表などの改善策を講じてきたところです。</p> <p>より競争性の確保を図るため、予定価格の事前公表や受注意欲のある入札参加者を増加させるための入札方法の導入を図っていきます。</p>	
<p>2. 分割発注したにもかかわらず、すべて1社が受注した事例</p> <p>平成10年度、11年度のある土木工事を調査したところ、平成10年度（12月7日、2工事）、11年度（3月15日、5工事）の入札において、すべて同一業者が落札。</p> <p>桑名建設部では、平成11年度の工事（平成10年度よりの繰越工事を含む。）のうち、分割発注した工事について、18の工事箇所において、それぞれ1社が受注している。</p>	<p>建設工事の発注については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の趣旨も踏まえながら、適正なロットの設定に努めているところです。</p> <p>しかし、ご指摘のように、分割発注した全ての工事を同一業者が受注するなど、分割の意図と異なる結果が発生しました。</p> <p>この結果を受け、適正な発注に努めるために平成12年11月、「県が発注する建設工事については、原則として分割は行わないこととし、やむを得ず、工期短縮等により分割発注する場合は、同時期に分割した工事に限って、分割工事を落札した者はそれ以後の入札には参加できない」という方針を徹底し、適正な執行に努めています。</p>	
<p>3. 工事契約の解除について</p> <p>桑名建設部において、工事契約が建設部側の都合により解除される事例が認められた。その理由は、作業現場への進入道路の使用願いを、現場進入路の管理者から認めてもらっていなかったこと、地元住民から工事開始の承諾を得ていなかったことであり、同部の事前確認漏れが原因である。</p>	<p>今回の工事は、関係機関と地元との調整が不十分でやむなく工事契約を解除しましたが、今後は、今回のような事前確認漏れがないよう、工事発注に必要な手続き、地元関係機関との調整、工事施工に対する合意形成を十分行い、工事発注の執行を行います。</p>	
<p>4. 契約が頻繁に変更された事例</p> <p>桑名建設部において、契約が頻繁に変更された事例が認められた。（平成10年3</p>	<p>工事発注にあたっては、事前調査等を行った後に実施することとしてい</p>	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ　マ　・　区　分　・　内　容	対　応　結　果	備　考
<p>月30日付けで契約。)</p> <p>地元関係者との同意が得られていないとの理由で、2日後に一時中止、工期を延長した。</p> <p>その後、平成11年3月18日に再度変更しているが、期間変更の理由の一つに、既に半年以上も前に終わっている水田耕作に伴う施行不能をあげ、金額変更の理由を、盛土を他の工事から流用する計画であったが、流用が不可能となったためとしている。前提条件の調査が不十分のまま、契約を行ったものと考えられる。</p>	<p>るが、今後は、より一層、十分な事前調査・事前調整を実施し、このような事態が発生しないように努めていきます。</p>	
<p>5. その他調査を行った事項</p>		
<p>談合情報事案の処理について</p> <p>平成11年度における県土整備部関係の談合情報は5件あったが、談合情報対応マニュアルに従った適正な調査は行われていると認められた。</p>	<p>今後も、適切な対応に努めます。</p>	
<p>設計金額、予定価格及び最低制限価格の取扱いについて</p> <p>設計金額は、「積算基準」と「設計単価」により適正に計算されており、又、この基準は公表されている。</p> <p>予定価格は、平成10年度から設計金額と予定価格は同一に設定されている。</p> <p>最低制限価格は、各工事とも適正に設定されている。</p>	<p>今後も、適切な対応に努めます。</p>	
<p>低入札価格調査制度の運用について</p> <p>平成11年度に、桑名建設部1件、伊勢建設部1件、紀南建設部3件の工事について、低入札価格調査を実施し、適正に履行できると認めて契約している。予定価格に対する落札価格の割合は、67.7%から44.8%となっており、落札率を低下させる効果があると認められる。</p>	<p>今後も、適切な対応に努めます。</p>	
<p>【外部監査人の意見】</p>		
<p>1. 請負工事に関する予定価格の事前公表の必要性</p> <p>3建設部1下水道部の請負工事に関して入札調書を調べた結果、入札1回について、20%程度しか予定価格以下での入札がなく、競争性が低いといえる。入札した約8割の会社の多くは、最初から落札の意思がないということになる。一般的には、指名しても数回連続して入札の意思がない場合は、辞退したと考え、以後指名しな</p>	<p>入札契約制度については、透明性や競争性等を高めるため、種々の改善を行ってきたところですが、一層の改善を図る方法として、ご指摘の予定価格の事前公表が考えられます。</p> <p>予定価格の事前公表については、予定価格が明らかになると予定価格が</p>	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考												
<p>いというのが常識である。そこで、予定価格を明示した上で入札を行うことにすれば、約8割の会社は、予定価格以下の金額で入札せざるを得なくなり、金銭的にある程度の改善は期待できる。</p>	<p>目安になって競争性が制限され、落札価格が高止まりになる恐れがあること、更には建設業者の見積もり努力を損なわせる恐れがあるなどの問題点があります。</p> <p>一方予定価格を入札前に非公開にしておくことは、予定価格を探ろうとする不正な行為の発生や、その価格を知り得た建設業者とその他の者との談合等によって公正な競争が確保できない等の問題があります。</p> <p>入札制度における競争性等の向上を図るためにはこうした議論も踏まえて、今後、予定価格の事前公表を導入する方向で進めます。</p>													
<p>2. 分割発注について</p> <p>( ) 分割発注の目的は、地元業者の育成、受注機会の拡大、公平性の確保及び工事期間の短縮等とされているので、分割発注した場合には、全て同一業者とならないような対応を考えるべきではないか。</p> <p>( ) 仮橋設置工事について (主要地方道四日市員弁線 大泉橋)</p> <table border="1" data-bbox="190 837 694 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>入札日</th> <th>予定価格</th> <th>当初契約額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>12.3.22</td> <td>208,128千円</td> <td>207,900千円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>12.3.22</td> <td>184,591千円</td> <td>124,950千円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A工事、B工事ともに同一の業者が落札した。B工事については、制限価格以下の入札であり低入札価格調査を経て契約した。</li> <li>・ A工事の落札率は99.9%、B工事のそれは67.7%。両工事は平成12年3月22日の午後1時30分、同50分に入札されており、A工事の入札価格の説明がつかない。</li> <li>・ 民間工事の場合、A工事について値引き交渉するのは当然であり、相手がそれに応じなければ、次の機会において取引をしない、前回の利益相当分を値引きさせる等のペナルティを課するのが普通である。仮橋工事を右岸と左岸に分割して発注したため、別工事であるとしてA工事の請負価格については追求しないとする考え方は民間では存在しない。</li> </ul> <p>( ) 分割発注された工事を1社で受注するという事例は特に桑名建設部で目立っ</p>		入札日	予定価格	当初契約額	A	12.3.22	208,128千円	207,900千円	B	12.3.22	184,591千円	124,950千円	<p>建設工事の発注については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の趣旨も踏まえながら、適正なロットの設定に努めているところです。</p> <p>しかし、同一業者が分割された全ての工事を受注するなど、分割の意図と異なる事例が発生したことを踏まえ、適正な発注を進めるために平成12年11月「県が発注する建設工事については、原則として分割は行わないこととし、やむを得ず、工期短縮等により分割発注する場合は、同時期に分割した工事に限って分割工事を落札した者はそれ以後の入札には参加できない」という方針を徹底し、適正な執行に努めています。</p>	
	入札日	予定価格	当初契約額											
A	12.3.22	208,128千円	207,900千円											
B	12.3.22	184,591千円	124,950千円											

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>ている。この事例は、平成11年度だけの問題ではない。ここ数年繰り返されている。このような状況では、分割発注の目的を達成できないので、分割発注をやめるべきではないか。</p>		
<p>3. 公募型指名競争入札の参加要件の緩和の必要性について 一般工事の公募型指名競争入札の参加要件は、 (1) 所轄建設部管内の市町村に本社を有すること (2) 経営事項審査による総合評点の基準 (3) 三重県建設工事等入札資格者名簿に指名工事業種で掲載されている建設業者である などである。 (1)の要件は、指名競争入札と同一に近い業者の公募しかなく、入札参加の障壁となっており競争性を低下させていると考えられるため、 (1) 隣接建設部管内の市町村に本社を有する業者を加える (2) 北勢地域・中勢地域・南勢地域の区分まで地域限定の範囲を広める等の改善策を考える必要があると思われる。</p>	<p>入札契約制度における透明性や競争性を高める公募型指名競争入札については、その対象金額の引き下げを行って一層の競争性の確保に努めてきたところですが、更に参加地域の範囲を拡大するなどの検討を行い、より一層競争性の向上に努めたいと考えています。</p>	
<p>4. 談合情報事案の処理について 公正入札調査委員会が談合情報マニュアル通りに入札参加者から事情聴取を行っても、参加業者が自ら談合を行ったと申し出る例は皆無に近く、入札参加業者から談合を行っていない旨の「誓約書」をとり、写しを公正取引委員会に送付しているが、談合の真否が確認できない事案が大部分である。延期後の入札では、談合情報の業者が入札する例が多いため、談合事案についての入札では、特別に入札参加業者を追加して入札する等の工夫が必要である。</p>	<p>談合情報が寄せられた場合、「談合情報対応マニュアル」に従って調査を実施しているところですが、ご指摘のとおり、多くの情報が関係者からの匿名で提供されることから、大部分の事案において談合の事実の確認ができない状況にあることは否めません。 また、行政としての調査には限界があることから、本県としては特に談合を行いにくい環境を作ることが重要であると考えております。 このため、入札参加者数を増加させる等の方策や談合行為を行った者に対しては違約金の徴収等の効果的な防止策の強化を行っていくこととしています。</p>	
<p>5. 桑名建設部の工事契約解除について 原因は、建設部の員弁町等に対する町道利用の事前調整が完了していないにもかかわらず契約をしてしまったことが認められるので、今後は、確認項目を列挙した</p>	<p>前段部分につきましては、今後、地元調整等の確認事項のチェックについて更に徹底させていきます。</p>	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ - マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>チェックリストを作成し、確認作業を進めながら契約事務にあたる必要がある。</p> <p>契約上解除できるから解除し、前納金は返納してもらおうということでは、県職員としての責任の自覚、コスト意識が欠けている。県内業者育成という観点からも問題がある。契約の相手方からは損害賠償請求はなかったが、行政の姿勢としては、損害賠償請求するよう要請すべきである。</p> <p>逆に県が損害を被った場合は、損害賠償請求を工事業者に当然すべきである。</p>	<p>また、後段部分につきましては、建設工事請負契約書では、県の理由で契約解除した際、工事業者は損害がある場合は、県に賠償を請求できることとしており、逆に県が損害を被った場合は、工事業者に対して県が賠償を請求することとなっています。</p> <p>今後は 県、工事業者のそれぞれの側で損害が発生しないよう、努力していきますが、やむなく発生した場合は「建設工事請負契約書」に基づき、適切な処理を行っていきます。</p>	
<p>6. 契約が頻繁に変更された事例について</p> <p>頻繁な契約の変更は、前提条件の調査が不十分であったことによるものである。特に当初契約のわずか2日後の契約変更は、理解しがたい。</p> <p>今後は、万全な事前調査を行ってほしい。</p> <p>県土整備部においては、入札・契約制度のあり方について検討するとのことであり、その結果を見守りたい。</p>	<p>前段部分につきましては、工事発注にあたって、事前調査等を行った後に実施することとしていますが、今後は、より一層、十分な事前調査・事前調整を実施し、このような事態が発生しないように努めていきます。</p> <p>また、後段部分につきましては、公共工事に対する県民の信頼を確保するため、学識経験者等からなる「入札・契約制度検討会議」による、生活者や納税者の視点からの検討結果について提言を平成14年1月に受け、この提言を踏まえて入札・契約制度の改革を行うこととしています。</p>	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
・ 教育委員会の情報教育事業費及び総合教育センター費の財務事務の執行		
<p><b>【監査結果の概要】</b></p> <p>1. 平成12年11月現在、県立高等学校64校におけるPC設置台数は、6,401台であるが、このうち平成6年以前に購入したPCが2,151台ある。つまり、ウィンドウズ95以前のDOS/V機が全体の約33%を占めている。</p> <p>PC設置事業は、平成7年度から実施している。その内容は、</p> <p>1 高等学校に42台のPCを設置し、</p> <p>LANシステムを構築して、</p> <p>インターネットの接続を目的としている。</p> <p>6年間のレンタル方式を採用しているが、各学校の年度別の1年間のレンタル金額の平均は、技術が急速に進歩しているにもかかわらず、レンタル料はほとんど変化していない。1校あたりの台数も文部省の指導による42台で変わっていない。</p> <p>技術が進歩し、1台あたりの単価も当然安くなっているのに1年間のレンタル金額が安くない理由は、動画処理等の周辺機器やプログラム等を購入しているためである。予算が硬直化していれば、より高度の機器やいろいろなソフトを入れるのは当然である。</p> <p>平成11年度に情報教育機器整備充実事業を導入した1校（普通科）の例を見ると、事業計画書の見積書では、買取総額21,139,900円で、レンタル料では月408,000円、年間4,896,000円となっている。</p> <p>この場合、6年間のレンタルだと総額29,376,000円（4,896,000円×6年）となり、見積金額と一致しない。その差額は保守料とのことだが、明確な基準が存在しなかった。</p> <p>この学校の落札決定価格は1ヶ月のレンタル料338,205円、年間4,058,460円、6年契約の総額は24,350,760円である。</p> <p>しかし、6年契約であるという文言は契約書にはない。</p> <p>外部監査人が独自に、1高等学校に42台のPCを設置し、LANシステムを構築して、インターネットの接続等を満足させる見積をしたところ、以下のようになった。</p>	<p>パソコンの技術は日進月歩です。機器導入については、現在の6年間という長期間の使用では最新の技術を活用できなくなる恐れもあるので、平成13年度から4年間の使用期間で最新の機種へ更新する方向で対応しました。また、契約期間が2年に短縮されることで故障も少なくなると思われるので、レンタル契約に含めていた保守料をリース契約へ変更することで削除しコストダウンを図るとともに、故障時の対応として修繕費を計上し、対応しました。</p> <p>現在、契約書には明記していませんが、契約書作成時には金額は6年間で計算されています。今後は、既に契約済みの学校に於いては、覚え書きを交わす指導を行うとともに、契約書の中にレンタル期間の明記をさせるようにします。</p> <p>平成13年度から、債務負担行為を設定のうえ、複数年契約を実施しています。</p>	

## 平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>総額10,580,301円。(平成12年11月見積。価格は秋葉原等のインターネット上の市場価格。)</p> <p>このように、最低限の3つの内容を満たすだけなら、現時点では最新のPCを導入しても事業計画書の約半値で可能であろう。つまり、同じ予算の範囲内で、2倍のスピードで各高等学校のPCの更新が可能ならずである。</p>		
<p>2. 6年間のレンタル方式についてであるが、この方式は、取り替えが可能で、更新が容易である、導入時の資金負担が少ない、保守料込みの契約であるという特徴を持っており、リース契約と違い債務負担行為とならないので、県がPCを導入するには最適の方法といえる。</p> <p>しかし、情報教育機器整備充実事業はすべてレンタル方式との説明だが、6年以内でPCを取り替えた事例はなかった。契約書によると法的には1年契約であり、PCが古くなった時点で取り替え可能である。</p>		
<p><b>【外部監査人の意見】</b></p> <p>県立高等学校64校で6千台あまりのPCを保有しているが、そのうち約33%が古い機器であり、この情報化時代を生きる生徒から遅すぎて嫌われてほとんど使っていないPC、キーボードのみを活用しているPCがある。教師の側も一世代前のPCで教育するのは困難であろう。</p> <p>情報教育機器整備充実事業は、平成7年度から実施されているが、予算はほとんど固定され、台数も42台と変わっていない。現在のような変化の激しい時代の中でも、最も技術革新が進んでいる情報機器の予算が硬直化しては、情報先進県を標榜する三重県にふさわしくなく、効率性の上からも問題がある。技術革新が進んでいる情報教育の機器導入に関しては毎年見直しを実施して、レンタル期間の短縮等を検討し、効率よく各高等学校に最新の機器が導入されるようにすべきである。</p> <p>高等学校に関する情報化事業は、いろいろな事業や部課が複雑に絡み合い、情報教育に関しても重複した部分が多い。</p> <p>また、情報教育は次世代を担う若者には当然に重要であり、技術革新により単価が下がったといって総予算を削るべきではなく、効率的に運用するための情報教育を県全体で一元的に検討できる組織(関係部署からなる委員会等)を作り、予算面におい</p>	<p>県立高等学校では、MS-DOS機が全体の約33%を占めており、例えば、工業高校のCAD機は、現在、半数がMS-DOSで動いている状況ですが、授業等に対して特に支障となるものではありません。また、普通科など機器の台数の必要な学校においては、キータッチ練習用に活用しています。これらは現在、順次古い機械から計画的に更新を行っているところで</p> <p>機器導入については、現在の6年間という長期間の使用では最新の技術を活用できなくなる恐れもあるので、平成13年度から4年間の使用期間で最新の機種へ更新する方向で対処しました。また、契約期間が2年に短縮されることで故障も少なくなると思われるので、レンタル契約に含めていた保守料をリース契約へ変更することで削除しコストダウンを図るとともに、故障時の対応として修繕費を計上し、対処しました。</p> <p>現在、契約書には明記していませんが、契約書作成時には金額は6年間で計算されています。今後は、既に契約済みの学校に於いては、覚え書きを交わす指導を行うとともに、契約書の中に契約期間の明記をさせるよ</p>	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>でも柔軟に執行できるようにすべきである。</p> <p>また、レンタル方式について、本来1年契約であるので、古くなれば取り替え可能            ならずであるが、実質的に6年契約の保守料込みのリース契約であるなら、契約書等            を整備して法的にも問題がないようにすべきである。さらに、保守料についても明確            な基準を作成すべきである。</p>	<p>うにします。</p> <p>平成13年度から、債務負担行為を設定のうえ、複数年契約を実施してい            ます。</p>	

## 平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
．三重県が保有する公有財産の管理事務について		
<b>【監査結果の概要】</b>		
<p>平成10年度の公有財産表から、帳簿価格の大きい施設、および更地または更地に近い財産を抽出し、取得の経緯・現在の利用状況・および将来の計画について、関係部署に対するヒアリングをおこなった。</p> <p>そのうちの一部につき、現地におもむき、その管理状況を調査した。</p> <p>監査結果は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用価値のないものが財産として計上されている。</li> <li>・処分予定のものゝ処分が進んでいない。</li> </ul> <p>以下、個別に報告する。</p>		
利用価値のない財産		
四日市市稲葉町旧運河敷土地（別記1）	331㎡	（別記1）
鈴鹿市八野町西條土地	773.82㎡	現況は、ほとんど市道（鈴鹿市）に使用しています。土地の形状や現況より今後も市道として利用することが適切であると判断できることから、鈴鹿市へ無償譲渡を前提に隣地確定等の事務を行っていくこととしています。
長島港（中島地区）埋立地土地	18㎡	当該土地は紀伊長島町が管理する町道中ノ島10号線の道路敷地になっていることから、「財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和39年三重県条例第16号）第3条第1号に規定する「他の地方公共団体その他の公共団体において公用もしくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。」に該当するため、平成12年5月9日紀伊長島町に無償譲渡を行いました。
四日市市霞ヶ浦緑地内廃提敷土地	3,147㎡	現在、公園敷地の一部として、市に無償貸付をしています。使用目的の公共性が高いため、今後も無償貸付を継続していく予定です。
木曾岬町鍋田川廃川敷	11,648.75㎡	現在、道路緑地帯部分（南側）等として木曾岬町等に、無償貸付している部分については、使用目的の公共性が高いため、今後も無償貸付を継続していく予定です。

## 平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ - マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
	また、財産処理未了であった道路緑地帯（北側）についても、町に無償貸付を行いました。	
津市鳥居町看護短大西側道路 416.52m <sup>2</sup>	現況は道路として供用されており、市へ移管する必要があるが、現在、県庁周辺施設有効活用検討を行っており、その結果を考慮して処分を決定します。	
利用度合いが低い財産		
鈴鹿山麓研究学園都市センター（別記2）（土地借地）	（別記2）	
売却困難と思われる財産		
伊勢市辻久留旧度会養護学校済美分校運動場 991.83m <sup>2</sup>	袋地形態であり、隣接者との売払い交渉を行っていたが不成立となったため、一般競争入札による処分を検討しています。	
津市藤方旧県公舎（御殿場5号）跡地（別記3）	（別記3）	
上野市県公舎（上野3号の1・2）跡地（別記4）	（別記4）	
津市上浜町旧職員住宅跡地 132.23m <sup>2</sup>	前回の一般競争の落札者で、契約に至らなかった人物とまだ、その当時の経緯について現在も協議中であり、協議が終わるまで処分ができない状況にあります。	
売却可能性のある財産		
四日市市塩浜町磯津廃浜敷（別記5）	（別記5）	
四日市市西浜田町県公舎浜田1～5号 3,180.10m <sup>2</sup>	『現入居者が退去した時点で用途廃止する暫定的職員公舎』に分類されているので、その方針に沿って入居者の退去予定時期（平成15年度末）を目標に売却に向けた事務処理を進めます。 敷地内には災害時に使用する土嚢袋、冬季の雪氷対策用資材等を保管している建設部の倉庫があるため、土地の処分に先だって倉庫を移転する必要があり、代替地の確保等について検討を行います。	
伊勢市宮川町旧伊勢失業対策事務所跡地 838.53m <sup>2</sup>	再度入札は不成立でしたが、14年度再度入札を実施予定です。	
津市高茶屋旧運転免許試験場跡地（別記6）	（別記6）	

## 平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
尾鷲市倉ノ谷旧末広職員住宅跡地 尾鷲市中井浦旧尾鷲公共職業安定所跡地	531.47㎡ 799.13㎡ 境界確定を実施する上での問題が13年度中には解決しない見込みのため、14年度に解決し、処分を目指します。	
尾鷲市林町旧漁民研修所土地	650.33㎡ 臨港地区内にあること、形状が細長く売却には向かないことから隣接する尾鷲社会保険事務所に駐車場として有償貸付しました。	
上野市玄蕃町県公舎（上野1号）跡地	396.69㎡ 隣接者との境界問題は解決し、敷地内にある大気測定局についても平成14年度に移設することになりました。また、他の隣接者が申し立てている要望についても13年度中に解決し、14年度には処分を目指します。	
上野市緑が丘西町職員住宅	2,178.30㎡ 現在の入居者を他の職員住宅に移し、老朽化した建物を取壊し、敷地を処分する計画を早急に策定します。	
市町村との関係で、利用または売却が進んでいない財産		
鈴鹿市白子白子港埋立地（別記7）	13,665.36㎡ （別記7）	
津市丸之内旧津警察署跡地（別記8）	2,644.88㎡ （別記8）	
名張市南町旧名張警察署敷地	2,309㎡ この敷地の処分方法については、市町村負担問題検討委員会での結論に従い処分することになっており、その結論を待って処分を行います。	
名張市南町柔剣道場敷地	701.77㎡ 前述した旧名張警察署敷地と隣接しているため、同敷地の処分方法が決定した時点で、同時に処分します。	
老朽化が著しい財産（建物）		
津市北丸之内県公舎 （塔世1～3、5、7）土地建物	3,239.43㎡ 敷地の大部分が河川法の規制区域内に存在するため建物の再築、改築ができず、順次、利用できなくなった建物については解体し、敷地については法規制（河川区域内）を踏まえた利用方法を検討し、規制の区域外は処分します。	
（別記1）四日市市稲葉町旧運河敷 この土地は、道路に面しておらず、隣地と高低差があるので一体の土地としては利用できないと思われる。 県有財産は有償譲渡を原則としているが、現状では県にとってはほとんど利用価値がない状態であると考えられ、早期の処分が望まれる。	この土地の処分について努力するとともに、石置き場として利用している者については、撤去指導を行っていきます。	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>現在、石置き場として許可なく利用されているが、事故等が起きた場合、管理責任を問われかねない状態であり、注意を要する。</p>		
<p>(別記2) 鈴鹿山麓研究学園都市センター                      鈴鹿山麓研究学園都市構想は、広大な敷地に様々な研究機関を誘致する計画であるが、当該センターは、ここに進出する研究機関が共同で利用する施設として建設され、貸し会議室が主要設備となっている。                      現在、進出する機関が少なく、当然採算が悪く、本来予定した方法での利用は少ない。利用回数のみを問題にして、地元NPO等に利用させている。しかし、このような方法で利用するために巨大で高額な施設を造ったのではない。                      間違った使い方であるといえる。</p>	<p>鈴鹿山麓研究学園都市センターは、三重県ハイテクプラネット構想に基づき、鈴鹿山麓研究学園都市の研究交流拠点として、「人・技術の交流」と「人材の育成」を行うことを目的として設立されました。                      しかし、本構想を策定した平成3年以降、社会経済環境は大きく変化しており、鈴鹿山麓研究学園都市への研究開発機能の集積・充実を目的とした研究所の誘致は進んでおりません。                      このような経過を踏まえ、当施設の利用率を上げるため、次のような対策を取ってきました。                      ・レストランを平成12年6月に誘致                      ・ホームページや会議開催時のパンフレットの配布によるPR                      ・利用者が容易に操作できるよう大型プロジェクターの手引書の作成                      これらの施策を取ってきた結果、施設の利用率に関しては、平成12年は前年よりも向上いたしました。                      今後につきましては、施設の目的に照らした科学技術の交流に寄与する様々な施策を取り、利用者に対し、施設の開放をしてみたいと考えています。</p>	
<p>(別記3) 津市藤方旧県公舎(御殿場5号)跡地                      進入道路はあるが建築基準法上の道路でないため建物が建てられず、隣地の所有者にしか分譲できない状態である。また、公道よりかなり低い。                      以前、公道側の土地は県の公舎であったが、今は民間に売却されている。管轄部署が違っていたため別々に処分され、悪条件の当該物件が残ってしまった。元公舎の土地と一体化しなければ土地としての機能を果たさないの、一括して処分すべきであった。今後、県有財産を処分する際に、留意すべきである。</p>	<p>一般競争入札を実施し、売却処分しました。</p>	
<p>(別記4) 上野市農人町県公舎(上野3号の1・2)跡地                      平成10年に取り壊され、更地となっているが、入り口が狭く車の出入りが難しいため、住宅等の施設の建設は難しいと思われる。                      現在隣接住人が、管理の傍ら家庭菜園として利用している。</p>	<p>家庭菜園の耕作者等と面談し、家庭菜園撤去の了解を得、現状においては家庭菜園の耕作を放棄した状態にあります。                      今後は次のスケジュールで移管、売却等の作業を進めます。                      ・隣地及び水路に境界杭が設置されていないので、平成13年度中に上野</p>	

## 平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
	市及び隣地所有者と立会のうえ、境界確定及び面積の確定を行います。 ・平成14年度当初に財産を管財営繕課に引き継ぐとともに、財産売却方法等についての検討に対して協力をを行います。	
(別記5) 四日市市塩浜町磯津廃浜敷 現在利用形態について地元と協議しているが、結論に達していない。 県は有償譲渡を考えているが、地元は難色を示している。しかし、相当期間が経過しているので、この協議は不調に終わったと解釈すべきで、一般競争入札等の方法で売却を進めて行くべきである。	平成13年6月及び10月に地元と再協議したところ、地元誘致の福祉施設整備計画が進行中とのことであり、その動向を見て今後の処分を検討していきます。	
(別記6) 津市高茶屋旧運転免許試験場跡地 一部を津市が市民センターとして利用したい意向であるが、いまだ、契約には至っていない。当該土地に面している道路はあまり広くなく、また、大きすぎて利用機会は少ないと思われるが、分割してしまうと残りの土地利用が制限されることも考えられるので、売却を含めた総合的な利用計画が必要である。また、一般に、公共施設建設には民間の土地を買収しているの、施設移転後の跡地は、民間の土地資源の確保のため、ひとまず民間に売却することも必要ではないかと考える。	13年度中に市が取得面積及び位置を決定することになったため、その決定を待って残地の処分を行うことになるが、残地が有効に利用できる形態になるよう市と協議し、14年度中に残地部分の処分を目指します。	
(別記7) 鈴鹿市白子白子港埋立地 県が埋立免許を受け平成3年に完成。県は鈴鹿市との間で、白子漁業協同組合に一括譲渡する協定を交わした。しかし、進出する施設がないという理由で、未売却の地区が帳簿価格で476,921千円ある。しかも、長期間放置されている。	15年度において、漁業振興策の一環として中間育成施設建設計画が当地の一画に予定されており、残画地も15年度を処分年次として鈴鹿市及び漁協に売却を促進します。	
(別記8) 津市丸之内旧津警察署跡地 平成10年12月以降空き地のままである。津市が公共施設建設のため譲受を申し出ており、県も公共利用を優先に考えているが、決定には至っていない。 しかし、非常に利用価値の高い土地であると思われるので、公共施設に限定することなく、有効活用を検討されたい。 その際には、一体として利用することが望ましい。	市との交渉の結果、14年3月に市が公共用施設建設予定地として買受けることになりました。	
【外部監査人の意見】 1. 管理体制について		

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>県有財産は、有効活用が図れない場合は早急に処理すべきであり、長期間放置したり、家庭菜園や無料駐車場に使わせるなど許されないことである。</p> <p>多くの事例で見られるのは、事業終了後、処分または転用に時間がかかっている。この主な理由は、管財営繕課だけで県有財産全般を管理することに無理があること、処理にあたる責任者の不在が考えられる。</p> <p>どの財産についても、処理のための責任者を決め、期限をきって処理すべきであると思われる。</p>	<p>全ての県有財産について管理状況も含めて情報の一元管理を行い、処分する場合の統一したルール作りにも着手します。</p> <p>また、処分に至るまでのスケジュール管理も併せて行います。</p>	
<p>2. 売却の条件について</p> <p>県有財産の処分は有償が当然であるが、それにこだわるあまり価値のない財産の処分がされていない。</p> <p>古くから有している財産が多いため、公図の未整備、境界が定まっていない等、譲渡の条件の整備を進める必要がある。</p>	<p>14年度から一般競争入札を参加しやすい方法に改善するとともに、不調となった物件については宅地建物取引業団体に処分を委託できるようにします。問題のある財産については、所管課と共に問題解決にあたることにします。</p>	
<p>3. 市町村および地元との関係について</p> <p>県、市町村が相互に所有する土地を長期間無償で貸借している場合、無償譲渡と何ら変わりなく、所有権を留保しているため長期間の管理が必要であることや既存施設撤去後新たな利用方法を検討する段階になったとき障害になるおそれがある。</p> <p>過去の条件にとらわれず、双方にとり最適である管理形態に条件整備をしていくべきである。</p> <p>また、県有財産の処分については、純粋な経済取引であるので、行政という立場を離れて対処すべきであると希望する。</p>	<p>公共の利益優先の考え方から市町村の意向をまずは尊重するとの立場に立ってきたため、処分が遅れているケースが見られる事態となっています。今後は、県有財産は県民全ての財産であることを再認識し、期限等を定め処分交渉を行うこととし期限内に進展が見られない場合は、民間への処分に移るようにします。</p> <p>また、処分する際のルールについても再検討を行います。</p>	
<p>白子港埋立地について</p> <p>同地は平成3年に完成したが、昭和56年2月に県が鈴鹿市と交わした白子港港湾整備事業に関する協定書では、現在未売却となっている水産業関連用地は県より白子漁業協同組合（現鈴鹿市漁業協同組合）に一括売却する等とある。</p> <p>長期間にわたり未売却となっており、協定を順守するよう努力されたい。</p>	<p>鈴鹿市は、15年度に計画されている水産物中間育成施設の建設にあわせ、一括購入できるよう漁協と協議を行っており、売却は平成15年度を目標とします。</p>	
<p>4. 県の行う住宅行政の役割について</p> <p>県営住宅は、低所得者に良質の住宅を提供する目的で建設されたが、現在老朽化が進んでいる。</p>	<p>今後の新規の公営住宅供給は、住宅マスタープランに基づき、市町村を第一義供給者と位置づけ、県営住宅の供給は、既存の老朽、狭小化した、</p>	

## 平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>また、住宅は、生活の基本であることから、退去することが難しく、定住化し住人が高齢化しているケースが多く見られる。建替対象団地では、空室の確保をしているが、建て替えるためには全員を移転させる必要があり、住宅環境は良くなるが、引っ越しが必要となること、家賃が上がってしまうことから建て替えを嫌がる場合がある。</p> <p>比較的便利で環境の良い立地であるにもかかわらず、県営住宅のある部分だけが劣悪な条件のまま放置されているという印象を受けた。</p> <p>県有財産が有効利用されていない、一部住人のためだけの県有財産となっているとの印象を受けた。</p> <p>また、耐震性や防災上問題のある建物を供用しつづける施設があり、管理者としての責任を問われかねないと危惧する。</p> <p>さらに、県営住宅は県内に広く点在し、サービスが行き届いていない。安い家賃が滞納され、その取り立てや納付相談のために、職員が時間外に遠方に出張しなければならない状況は疑問である。</p> <p>県営住宅のあり方についての、真剣な議論の望まれるところである。</p>	<p>県営住宅の建替え及び福祉と連携したシルバーハウジングなど、先導的なモデル住宅の建設を中心に整備を図っていくこととしています。</p> <p>なお、県営住宅はその性格上県内に広く点在していることからその維持管理についても今後一層サービスの向上に努めていきます。</p>	
<p>5. 最近設置された大規模施設のうち利用度合いの低い事例</p> <p>北勢中央公園</p> <p>幹線道路から離れ、周辺に住宅が少なく、非常にわかりづらい場所のためか、利用者がきわめて少ない状況ではないか。このような場所に津球場の約6.6倍もの巨大な公園がはたして必要なかと思わざるを得ない。</p> <p>さらに、157億円を投入し70.5ヘクタールを開発することのだが、費用対効果などについて県民に説明する義務があるのではないか。</p> <p>施設の約4分の1が完成しただけとはいえ、利用者が少ない場合、計画の見直し等の検討が必要である。</p>	<p>現況のアクセス道路において案内標識の設置状況を点検し、必要な箇所には標識を設置しています。(現在施工中) また、ホームページ上のアクセス道路の表示をわかりやすく詳細なものに刷新しました。</p> <p>公園利用の増進を図るため、教育委員会と協働して、北勢地方の小中学校行事(遠足、写生大会等)に活用することを予定しています。また高校野球等の練習試合についても宣伝を行い、観客動員の増加を図りました。</p> <p>さらに、関係各課と連携して「県営公園の利用増進方策の調査研究」をテーマにベンチマーキングを実施し、県民のニーズを把握した公園利用者の増進を図る方策を構築していくこととしています。</p> <p>なお、今後の計画については、設備等の見直しを行い、効率的な整備に努めます。</p>	
上野森林公園	通常、土・日曜日には開園とし、その翌日の月曜日を休園に、また金曜	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>現地視察をしたが、次のような点に気がついた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森の散策に一番良い秋の土曜日(11月4日)に閉園していた。 (この日は3日が祝日、5日が日曜日で、3連休の中日であった。)</li> <li>・ 施設の入口と幹線道路が交差する部分に案内看板がない。</li> <li>・ 広大な園内には、施設や現在地を案内する看板がほとんどなく、たき火や犬の糞などの禁止立看板が30m四方に約30本も立てられている。</li> <li>・ 展望台に上がったところ、周囲の木が生い茂り、何も見えなかった。</li> </ul> <p>この施設は、誰のために何の目的でつくったのか、県民サービスとは、どういう事なのか考えざるを得ない。公園は、入場者が「楽しい」と感じる必要があるであろう。現在の管理運営ではそのように感じる入場者は少ないのではないかと。管理運営について、民間のサービス産業を参考にしたり、運営自体を民間やNPOに委託することを検討する段階にきているのではないかと。</p>	<p>日が国民の祝日の場合は、その翌日の土曜日を休園日としてきたところですが、今年度より土・日曜日と国民の祝日については開園することとしました。</p> <p>上野森林公園の進入路の案内看板については、幹線道路である県道の進入路口交差点付近に、新たに1基を増設するとともに、国道422号線の進入路の交差点付近の既設の案内看板2基へは、公園がよく分かるように案内表示への加筆を行いました。</p> <p>施設内の案内看板については、利用者の声等を参考にして、より有効な公園利用が図れるよう適正配置を図ります。</p> <p>また、禁止看板については、公園内の違反行為が多く見られるため止むを得ず設置してありましたが、改めて配置の見直しを行い10本撤去しました。今後とも、公園利用者に協力を求めながら適正配置を図ります。</p> <p>展望あずまやの「風とりで」は、周辺景観を眺望する展望台とともに、林冠や周辺を飛び交う野鳥等の観察施設として設置したものです。</p> <p>一部眺望等の妨げとなる箇所については、展望台としての機能が発揮できるように剪定を行うなど適正な管理を努めます。</p> <p>行政財産の管理委託については、地方自治法により普通地方公共団体が出資している法人や公共的団体に制限されていることから、当公園の管理については(株)三重県緑化推進協会へ委託しているところです。</p> <p>今後とも、利用者が気持ちよく利用できる森林公園を目指し、管理方法や管理内容を改善していくとともに、NPOや地域と協働連携を行うなど施設管理の充実に努めます。</p>	
<p>県総合文化センター駐車場</p> <p>完成時から不足の状態であり、多くの県民が困っているが、一向に改善されていない。最近1,500台収容に拡張されたと聞いたが、展示場、生涯学習センター等でイベントが開催されることも多く、足りているとは思いがたい。路上駐車でもカバーしているが、教育上好ましくない。</p> <p>また、7ヶ所に分散しているため、空いているところを探すため順次回らな</p>	<p>駐車場の台数については、施設の利用状況等から勘案して妥当な台数規模に増設したものと判断しています。</p> <p>路上駐車については、発生した時点(発見)で利用者に対して移動等の協力をお願いしています。当該道路は駐車禁止とはなっておらず、協力をお願いするにとどまっていることから、改善策として道路付近に路上駐車しないよう協力依頼の看板を10数カ所設置し、一定の効果を得ています。</p>	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>ればならない。民間では電光表示による案内看板を設置しているが参考にしてはどうか。</p>	<p>駐車場の分散による不便さの解消については、以前から大規模なイベント等混雑が事前に予想される場合は、警備員（誘導スタッフ）を増員して配置することによりスムーズな駐車を図ってきていますが、改善策として混雑が予想されるセンター正面の駐車場に「満車」「空車」の看板（警備員が差し替える）を設置し利用者の利便性の向上に努めています。</p> <p>また、駐車場案内誘導を強化するため、混雑緩和策として、総合案内看板の増設と図書館等来館者に対し駐車場のチラシを配布して、駐車場案内の周知を行っています。</p>	
<p>県立美術館駐車場 当駐車場は、隣の総合教育センターと共用になっている。 ある者が美術館を訪れた際、満車の上、路上駐車の数であふれていた。 原因は同センターへ研修を受けにきた教員が停めたものであった。</p>	<p>総合教育センターで開催される講座・教育相談等への出席者等が駐車した場合は、長時間駐車するため、左記のような状況が生じます。</p> <p>総合教育センターと協議の結果、総合教育センターにおいて、100人程度参加予定の講座が計画されている日については、駐車場にロープを張ることにより約80台分の駐車スペースを美術館専用として確保しています。</p> <p>また、総合教育センターの講座の開催通知には、駐車場が限られているため必ず公共交通機関を利用するように呼びかけをしています。</p>	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考																		
<p>印刷物について 指名競争入札、 プロポーザル方式、企画コンペ方式、 複数社からの見積にかかる契約事務について</p>																				
<p><b>【監査結果の概要】</b></p> <p>1. 県が印刷物を作成する際、予定価格の算定方法に問題があった</p>																				
<p>(1) 見積合わせ指名業者に算定させた事例</p> <p>予定価格を見積合わせを行う予定の業者に算定させているが、適正ではない。あるA社に予定価格算定のため見積を依頼し、予定価格を決定し、その後、見積合わせをA社を含む3社に依頼し、A社が他の2社より低価格であったため、発注先に決定された。</p>	<p>今後、印刷物の発注に際してはより適正な手続きを期するとともに、予定価格の算定にあたっては一層の注意を払っていきます。</p>																			
<p>(2) 予定価格を予算額を基準にして算定した事例</p> <p>予定価格は積算して算定することが必要であり、予算額の80%を予定価格とすることは、適正とはいえない。</p> <p>予定価格567千円で3社に見積を依頼し、最終的には、409千円を見積もった業者が他の2社より低価格であったため発注先に決定されたが、3社のうち1社は、582千円で予定価格以上、2社は441千円、409千円と予定価格以内であったが、算定が大雑把すぎると認められる。</p>																				
<p>2. 極端な競争をさせている事例</p> <p>三重県会計規則において、20万円未満のものについては見積書の徴収を省略できると定めているが、契約金額が少額なものまで徴収している事例があった。</p> <p>契約金額が10万円以下の印刷物について、複数社より見積させ、そのうち最低価格の業者に発注した事例は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 署 名</th> <th style="text-align: center;">契約金額 (円)</th> <th style="text-align: center;">見積業者 (社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統計調査課</td> <td>4件 (11,739~92,736)</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>生活課</td> <td>8件 (19,477~86,940)</td> <td>2~4</td> </tr> <tr> <td>勤労福祉課</td> <td>1件 (55,125)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>業務食品課</td> <td>3件 (63,000~89,250)</td> <td>3~5</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>915,714</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	部 署 名	契約金額 (円)	見積業者 (社)	統計調査課	4件 (11,739~92,736)	3~4	生活課	8件 (19,477~86,940)	2~4	勤労福祉課	1件 (55,125)	3	業務食品課	3件 (63,000~89,250)	3~5	合 計	915,714	54	<p>会計規則を遵守しつつ、極端な競争とならないよう、配慮していきます。</p>	
部 署 名	契約金額 (円)	見積業者 (社)																		
統計調査課	4件 (11,739~92,736)	3~4																		
生活課	8件 (19,477~86,940)	2~4																		
勤労福祉課	1件 (55,125)	3																		
業務食品課	3件 (63,000~89,250)	3~5																		
合 計	915,714	54																		
<p>3. 競争により事業費は安くなったが、印刷の質も低下している事例</p> <p>競争により事業費が安くなることは結構なことであるが、印刷レベルが従来と同</p>	<p>(1) 1999年度版では、地図の誤植が5ヶ所あり、早急に使用したいことも</p>																			

## 平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ　マ　・　区　分　・　内　容	対　応　結　果	備　考
<p>等であることが前提となる。</p> <p>「県庁見学のしおり」（社会科学学習の一環として、県庁に見学に来る小学校高学年に配布する冊子）において、印刷の質が低下している。</p> <p>平成10年度から12年度までの予算実績をみると、3年間で約半額になった。</p> <p>1999年度版では、三重県地図の地名部分で訂正箇所が目立つ。また、世界地図で、あまりにも大雑把な日本地図が描かれている。</p> <p>2000年度版では、北方四島とスマトラ島が誤って描かれている。</p> <p>このような場合、民間では刷り直しを指示するが、その時間がない場合には値引きを要求するのが常識である。</p>	<p>あって、訂正紙の印刷は業者が作成し、貼り付ける方法で対処しました。校正時の責任もあり、値引きの対象とはしませんでした。</p> <p>(2) 2000年度版において指摘の地図は、三重県の国際交流の提携国の位置を表示するためのものであり、簡略な地図としたため、地図の精度は重要視していませんでした。今後は、北方領土や島々など微細な部分も、注意を払って作成します。</p> <p>(3) 県庁見学のしおりは、小学校の3、4年生を対象に作成しています。</p> <p>2001年度版については、小学生の目線でわかりやすく、見やすいしおりの作成に取り組み、市内の小学校の校長先生と小学生の意見を聞きながら作成をしました。</p>	
<p>【外部監査人の意見】</p>		
<p>1. 予定価格を算定できる職員を育てる必要がある。</p> <p>予定価格を算定するため、ある業者に算定を依頼し、その業者を見積合わせに参加させているが、見積合わせからははずすべきである。</p> <p>その場合、その分の経費を支払うかどうかの問題があると思うが、予定価格を職員が算定できないことが原因であるので、これに対応できる職員の育成等、対策を講じる必要があるのではないか。</p>	<p>今後とも会計規則を遵守し、予定価格の算定にあたります。</p>	
<p>2. 少額な印刷事業まで競争させるのはやりすぎではないか。</p> <p>少額な印刷物までも3社程度指名し、競争させることは、少しでも安く事業を行うという県の目的は実現できて業者の負担はきわめて大きく問題が多い。</p> <p>業者は、見積作業、見積書を県に持参する時間等を要するが、仮に落札しても利益は薄く、落札できなかった業者には負担を強いられただけという結果になってしまっている。</p> <p>また、業者の立場から見ると、県から指名の声がかかると、少額でも発注を断ることに負担を感じる場合もある。</p> <p>これらのことを念頭において印刷発注を行う必要があるのではないか。</p>	<p>少額の契約については、随意契約の方法により行うことが通例ですが、随意契約は、手続が簡単で信用及び能力の確かな者を選ぶことができるメリットがある反面、恣意的な運用により公正な契約の締結が確保されない恐れがあり、ややもすれば濫用されて県に不利益な価格で契約を締結してしまうなどのデメリットも有しています。</p> <p>このため、公正で効率的な契約を行うためには、少額の随意契約を行う場合にも一定の競争性を確保することが重要であり、三重県会計規則では、原則として2人以上の者から見積書を提出させることと定め、安易に競争を廃することは適当ではないと考えています。</p> <p>なお、印刷にかかる契約の締結については、県と業者が対等の地位において結ぶ私法上の契約であり、契約自由の原則に則り、見積書等の提出に</p>	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
	<p>負担を感じる時は、業者側が自由に提出するしないを判断できるものです。また、そのことによって県が将来、不利な取り扱いを行うことはありません。このことについては、平成13年6月に各発注機関に対し、業者に見積書の提出を依頼する際の通知書等に明記することを徹底するとともに、また同月中に開催する研修会においても職員に周知するなど、業者が不得意な分野等で見積の作成について無理な負担を感じることをないようにしました。</p>	
<p>3. 300万円の印刷事業を106社に声をかけ、競争させたのはやりすぎではないか。県の負担は少なくなったが、業者に負担を強いる形となったのではないか。</p>	<p>三重県会計規則では、指名競争入札の方法による場合の入札指名者については原則として5人以上、随意契約の方法による場合の見積者数については原則として2人以上と定めていますが、これは、入札等を行う際の最低限の基準を示したものです。</p> <p>入札等の参加者が過度に多数になると、入札参加者等が見積等に要する経費又は県の事務手続等による経費の負担が大きくなるだけでなく、競争の利益の効果も小さくなってしまふことが考えられます。</p> <p>入札等において競争を行う者の数は、具体的な契約の性質又は目的から、競争が適正に行われ、かつ、事務負担等が過大にならない範囲で行うことが必要であると考えますので、平成13年6月に開催した職員を対象とした研修会などにより各発注機関に対し啓発を進めました。</p>	
<p>4. オフセット印刷という指示では不十分ではないか。</p> <p>印刷の質について考えた場合、ほとんどの仕様書では指示がないか、オフセット印刷とだけ明記している場合が多い。</p> <p>オフセット印刷には、一般のオフセット印刷方式のほか、紙版を使った簡易オフセット印刷方式もある。簡易方式は極端に料金が安くなるが、質が悪いとして大手印刷会社では採用していないようであり、方式を問わない現在の入札はフェアな競争とはいえないのではないか。</p> <p>価格競争を激化させて印刷費の軽減を図ろうとするのであれば、質の低下は厳しくチェックすべきであろう。</p>	<p>今後、印刷物を発注する際、印刷方式も含め適切な指示を行うとともに、見本を示すなどの方法で質の低下を防止していきます。</p>	

平成12年度包括外部監査結果に対する対応

テ ー マ ・ 区 分 ・ 内 容	対 応 結 果	備 考
<p>5. 質の低下を防ぐために最低価格制度の導入が必要ではないか。</p> <p>現在、印刷業者にかかる入札は、安ければ安いほど良いという考え方を前提にして行われているようである。</p> <p>何も無い白紙の上にイラスト・写真・デザイン・印刷など、各種の技術を駆使してつくりあげていくものであり、安く落札したといっても、安い場合は安いようにしかならないというのが世間の常識である。</p> <p>「県庁見学のしおり」の事業費を、平成10年度と平成12年度を比較すると、約半額に減少しているが、質が低下している以上実質的には半額にならなかったのではないか。</p> <p>また、安ければよいという今の入札のやり方を継続していくと、税収や地域振興にも影響を及ぼしていくのではないだろうか。</p> <p>そこで、県には印刷のことがわかる専門家がないこともあるので、質の低下を防ぐために、入札に当たっては土木建築工事と同様に最低価格制度の導入と、業者の機械設備や実績等によるランク付等を行う必要があるのではないか。</p>	<p>【県庁見学のしおりの質の低下について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁見学のしおりは、平成10年度に従来の変形B5版のものからポケットサイズとし、紙面の拡大、裏面のカラー化など内容を充実させました。</li> <li>・県庁見学のしおりについては、全体を刷新し、子供たちにわかりやすく親しまれるものを計画し、見積り時の条件（仕様書）を精緻なものとし、校正等を確実にを行うことにより、質の低下を招くことのないようにいたしました。</li> </ul> <p>【最低価格制度の導入について】</p> <p>印刷製本の請負契約は、地方自治法施行令第167条の10第2項及び三重県会計規則第67条の規定により、予定価格の5分の4から3分の2の範囲で最低制限価格を設定することができます。</p> <p>ただし、最低制限価格は、契約の質を優れたものにするため不良業者等を排除する効果がありますが、一方では競争の利益を享受することが著しく制限される恐れがあります。</p> <p>最低制限価格を設けるかどうかは、こうした長所、短所に照らし、個々具体的な契約事案の状況に応じて、判断するものと考えています。</p>	

公 告

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成14年5月14日

三重県知事 北 川 正 恭

1 認証年月日

平成14年4月26日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人五十鈴塾

(2) 代表者の氏名

小林 真弓

(3) 事務所の所在地

伊勢市宇治浦田1丁目133番1

3 定款に記載された目的

この法人は「衣食住で日本をしましょ」をキーワードに、日本の生活文化や伝統文化を真に体験学習できる機会と場を提供するとともに、伊勢の地域学として伊勢学の調査、研究、発表の拠点ともなる五十鈴塾の管理・運営を担当し、市民生活の豊かさと文化の広がりを図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成14年5月14日

三重県知事 北 川 正 恭

1 認証年月日

平成14年4月26日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人椿アンサンブル

(2) 代表者の氏名

栗本 郁子

(3) 事務所の所在地

志摩郡阿児町国府1017番地45

3 定款に記載された目的

この法人は、国内外において、日本文化の特性を生かした幅広い交流活動を行うことにより、福祉・青少年育成・人権などの諸問題解決や世界の友好と交流・平和に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事の退任の届出がありました。

平成14年5月14日

三重県知事 北 川 正 恭

国津土地改良区（名張市奈垣18番地）

退任理事

名張市奈垣1885番地

山 中 敏 次

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出がありました。

平成14年 5 月14日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

中瀬川南土地改良区 (上野市高畑753番地の9)

退任理事

上野市西明寺794番地

稲 森 忠 敏

退任監事

上野市荒木646番地

葛 原 亮 一

就任理事

上野市西明寺227番地

宮 田 正 孝

就任監事

上野市荒木472番地

葛 原 常 幸

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出がありました。

平成14年 5 月14日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

上野南部第三土地改良区 (上野市上神戸220番地)

退任理事

上野市上神戸803番地

藤 浜 亨

” 上林128番地

関 本 新太郎

” 上林525番地

城 北 正

” 上神戸1642番地

藤 森 伯 齊

” 上林292番地

山 村 優

” 下神戸978番地

川 崎 進

” 上神戸364番地

藤 森 保

” 古郡715番地

廣 岡 一 巖

” 上林396番地

奥 村 義 秀

” 下神戸1020番地

若 出 勇 夫

” 比土1590番地

松 岡 茂

” 上神戸4993番地

福 森 正 明

” 比土2780番地

中 岡 章

” 上神戸2210番地

山 森 末 雄

” 古郡710番地

中 川 彰

” 下神戸615番地

大 北 源

” 比土1986番地

中 村 恵 宣

” 比土557番地

濱 井 正 俊

” 下神戸719番地

古 濱 清 夫

退任監事

上野市古郡428番地

東 瀬 三 郎

” 上神戸715番地の1

前 川 孟 司

” 上林250番地の1

福 永 保

” 下神戸351番地

中 森 傑

” 比土1582番地

早 山 壮

就任理事

上野市上林550番地

西 岡 清 輝

” 上神戸803番地

藤 浜 亨

” 上林525番地

城 北 正

” 上神戸1642番地

藤 森 伯 齊

” 上林292番地

山 村 優

” 下神戸978番地

川 崎 進

上野市上神戸364番地	藤 森 保
” 古郡715番地	廣 岡 一 巖
” 上林396番地	奥 村 義 秀
” 下神戸1020番地	若 出 勇 夫
” 比土1590番地	松 岡 茂
” 上神戸4993番地	福 森 正 明
” 比土2780番地	中 岡 章
” 上神戸2210番地	山 森 末 雄
” 古郡710番地	中 川 彰
” 下神戸615番地	大 北 源
” 比土1986番地	中 村 恵 宣
” 比土557番地	濱 井 正 俊
” 下神戸719番地	古 濱 清 夫
就任監事	
上野市古郡428番地	東 瀬 三 郎
” 上神戸715番地の1	前 川 孟 司
” 上林250番地の1	福 永 保
” 下神戸351番地	中 森 傑
” 比土2791番地	中 森 升 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事の退任及び就任の届出がありました。

平成14年5月14日

三重県知事 北 川 正 恭

三寺土地改良区（三重県亀山市本丸町577番地）

退任理事

亀山市三寺町1768番地

前 川 照 之

就任理事

亀山市三寺町140番地

岩 間 武

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事の退任及び就任の届出がありました。

平成14年5月14日

三重県知事 北 川 正 恭

○鈴鹿川沿岸土地改良区（三重県鈴鹿市神戸1 - 18 - 18）

退任理事

鈴鹿市庄野羽山1 - 3 - 2

永 井 敏 博

” 弓削2 - 3 - 17

澤 田 清 文

” 甲斐町368 - 1

北 川 新

” 野辺1 - 18 - 12

酒 井 薫

” 須賀2 - 11 - 20

松 林 秀 彦

” 飯野寺家町658

市 川 清 治

” 安塚町421

山 際 正 幹

” 東玉垣町542

大 谷 正 美

” 土師町568

清 水 篤

” 矢橋1 - 23 - 7

矢 田 輝 男

” 北玉垣町753

岡 本 一 男

” 林崎2 - 20 - 1

松 野 輝 昭

” 南堀江1 - 16 - 6

太 田 徹

” 長太旭町6 - 2 - 5

西 田 久 之

鈴鹿市一ノ宮町1223  
 " 長太栄町 3 - 13 - 5  
 " 高岡町560  
 " 池田町1413  
 " 神戸 7 - 8 - 11  
 " 若松中 3 - 13 - 27  
 " 若松東 3 - 8 - 20

三重郡楠町南川436

鈴鹿市磯山 1 - 5 - 26

就任理事

鈴鹿市庄野羽山 1 - 3 - 2  
 " 弓削 1 - 5 - 23  
 " 甲斐町368 - 1  
 " 竹野 1 - 21 - 6  
 " 十宮 1 - 16 - 11  
 " 須賀 2 - 12 - 1  
 " 三日市 3 - 11 - 28  
 " 安塚町424  
 " 東玉垣町1030  
 " 土師町568  
 " 矢橋 1 - 23 - 7  
 " 北玉垣町760 - 3  
 " 林崎 2 - 20 - 1  
 " 下箕田 3 - 17 - 13  
 " 長太旭町 6 - 2 - 5  
 " 一ノ宮町600 - 1  
 " 長太栄町 3 - 7 - 32  
 " 高岡町560  
 " 池田町1413  
 " 神戸 7 - 8 - 11  
 " 若松中 2 - 13 - 27  
 " 若松北 2 - 11 - 17

三重郡楠町南川436

鈴鹿市磯山 1 - 5 - 26

" 汲川原町206 - 2

柳 原 精 一  
 池 中 徹  
 森 義 明  
 北 川 保  
 前 川 正  
 杉 浦 晃  
 寺 尾 達 孝  
 森 田 正 彌  
 加 藤 栄

永 井 敏 溥  
 小 林 橋 美  
 北 川 新 夫  
 鈴 木 則 夫  
 岡 田 秀 樹  
 岡 田 新 一  
 山 中 敏 夫  
 太 田 洋  
 青 木 勇  
 清 水 篤  
 矢 田 輝 男  
 長 谷 久 兵 衛  
 松 野 輝 昭  
 一 尾 利 彦  
 西 田 久 之 道  
 長 尾 誠 道  
 田 中 幸 吉  
 森 義 明  
 北 川 保  
 前 川 正  
 杉 浦 晃  
 馬 場 猛  
 森 田 正 彌  
 加 藤 栄  
 安 田 正 幸

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出がありました。

平成14年 5 月 14 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

ちくさ土地改良区（三重郡菰野町大字大強原3247番地）

退任理事

三重郡菰野町大字潤田773番地  
 " " 大字千草1385番地  
 " " " 2614番地  
 " " " 2643番地  
 " " " 2745番地  
 " " " 3189番地  
 " " " 3221番地の 1  
 " " " 6419番地

伊 藤 作 一  
 福 田 定  
 内 田 耕  
 伊 藤 武 文  
 太 田 正 美  
 柿 市 八 千 雄  
 柿 市 次 男  
 内 田 正 行

三重郡菰野町大字千草6418番地	内田芳弘
"  "  大字竹成1730番地	伊藤博夫
退任監事	
三重郡菰野町大字千草2564番地	山岡喜久
"  "  "  3192番地	柿市武
"  "  "  6461番地の21	秦隆
"  "  大字竹成825番地	千種敏治
就任理事	
三重郡菰野町大字潤田773番地	伊藤作一
"  "  大字千草2643番地	伊藤武文
"  "  "  2581番地	伊藤伸平
"  "  "  2745番地	太田正美
"  "  "  2499番地	相馬逸雄
"  "  "  3221番地の1	柿市次男
"  "  "  3225番地	柿市正
"  "  "  6419番地	内田正行
"  "  "  6418番地	内田芳弘
"  "  大字竹成1730番地	伊藤博夫
就任監事	
三重郡菰野町大字千草2764番地	金津寛司
"  "  "  3200番地	清水宗數
"  "  "  6461番地の21	秦隆
"  "  大字竹成825番地	千種敏治

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、井田川土地改良区（鈴鹿市小田町747-2）の定款変更を平成14年4月19日認可しました。

平成14年5月14日

三重県知事 北川正恭

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三寺土地改良区（亀山市本丸町577番地）の定款変更を平成14年4月19日認可しました。

平成14年5月14日

三重県知事 北川正恭

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、国土交通省国土地理院長から通知がありました。

平成14年5月14日

三重県知事 北川正恭

- 1 作業種類 基本測量  
電子基準点測量（電子基準点現地技術調査及び設置作業）
- 2 作業期間  
平成14年5月7日から平成15年3月31日まで
- 3 作業地域  
多気郡大台町及び南牟婁郡紀和町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において、準用する同法第14条第2項の規定により、平成13年11月16日付け三重県公告に係る公共測量（歴史の道整備活用推進事業（整備）における測量及び図面作成業務）が平成14年3月31日に終了した旨、熊野市長から通知がありました。

平成14年5月14日

三重県知事 北川正恭

## 作業地域

熊野市波田須町、新鹿町、二木島町、大泊町及び木本町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において、準用する同法第14条第2項の規定により、平成13年12月28日付け三重県公告に係る公共測量（紀和町熊野古道世界遺産登録推進測量事業業務）が平成14年3月31日に終了した旨、紀和町長から通知がありました。

平成14年5月14日

三重県知事 北 川 正 恭

## 作業地域

南牟婁郡紀和町板屋地区

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において、準用する同法第14条第2項の規定により、平成13年12月28日付け三重県公告に係る公共測量（熊野街道歴史の道整備活用推進事業測量及び図面作成業務（風伝峠・横垣峠））が平成14年3月31日に終了した旨、御浜町長から通知がありました。

平成14年5月14日

三重県知事 北 川 正 恭

## 作業地域

南牟婁郡御浜町阪本地区

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成14年5月14日

三重県知事 北 川 正 恭

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
普通乗用自動車（ハイブリッド車3000CCクラスセダン） 3台
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限  
平成14年7月31日（水）
- (4) 納入場所  
三重県庁車庫

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成14年5月23日（木）正午までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明書）」（税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

## 4 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納チーム調達支援グループ 担当 富岡 稲垣  
電話 059-224-2772

## (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法

(1)の場所で、平成14年5月14日（火）から同月23日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

## (3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成14年5月28日（火）午前11時  
場所 三重県津市栄町1丁目954  
三重県民サービスセンター 6階 第63会議室

## (4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。  
場所 (3)に同じです。

## (5) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

## (6) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

## イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

## ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

## カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 5 その他

## (1) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

## (2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

## (3) 詳細は入札説明書によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成14年5月14日

三重県警察本部長 野 上 豊

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約名称

下記のア、イについてそれぞれで入札を実施します。

ア 自動車保管場所標章印字機の更新に伴う賃貸借契約

イ 写真集中自動焼付現像機の更新に伴う賃貸借契約

## (2) 借入物品及び数量

(1)のア 自動車保管場所標章印字機 18台 (据付、調整費を含みます。)

(1)のイ 写真集中自動焼付現像機 1式 (据付、調整費を含みます。)

## (3) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が入札説明書(仕様書)で指定する特質を有することとします。

## (4) 契約期間

(1)のア、イともに

平成14年7月1日(月)から平成19年6月30日(土)までとします。

## (5) 納入期限

(1)のア、イともに

平成14年6月30日(日)とします。

## (6) 納入場所

(1)のア 県下18警察署とします。

(1)のイ 三重県警察本部刑事部鑑識課とします。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たした者としてします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者としてします。

(2) 三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者としてします。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者としてします。

(4) すべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者としてします。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成14年5月23日(木)午後5時までに4の(1)の場所に提出してください。

提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年間に国(公社及び公団を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、納入した実績を有する証明書

(2) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し

(3) 納税確認(証明)書

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し

(イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) 県内の事業所に賦課されるすべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し

(イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

## 4 入札の手續に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課 用度係 担当 福山・北川

電話 059-222-0110 (内線) 2261・2266

(2) 入札説明書(仕様書)の交付方法

入札説明会場で配布します。入札説明会以後は、平成14年5月22日(水)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までの間に、4の(1)の場所で配布します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

1の(1)のア

ア 日時 平成14年5月16日(木)午前10時30分

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階入札室

1の(1)のイ

ア 日時 平成14年5月16日(木)午前11時

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階入札室

(4) 入札書の提出日時及び場所

1の(1)のア

ア 日時 平成14年5月30日(木)午後1時30分

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階入札室

1の(1)のイ

ア 日時 平成14年5月30日(木)午後2時

イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階入札室

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。

イ 場所 (4)に同じです。

(6) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人がするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載することとします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。
- (4) 入札の中止  
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

人事委公告

平成14年度三重県職員採用候補者A試験を次のとおり実施します。

平成14年5月14日

三重県人事委員会委員長 佐 合 允 之

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数	試験区分		採用予定数	
一般行政分野	行政	約25名	情報分野	情報	約4名	
	行政	約5名		工学分野	総合土木	約7名
福祉分野	福祉技術	約3名	健康衛生分野		建築	約1名
環境分野	環境	約2名			機械	約1名
	化学	約1名	獣医		薬学	約5名
	林学	約3名				
自然分野	農学	約1名				
	水産	約2名				

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁、病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の資格を満たす人が受験できます。

- (1) 昭和48年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた人
- (2) 昭和56年4月2日以降に生まれた人で次に掲げるもの
  - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び平成15年3月31日までに大学を卒業する見込みの人
  - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認めるもの
- (3) 地方公務員法（昭和26年法律第261号）第16条に規程する欠格条項に該当しない人
- (4) 日本の国籍を有する人（試験区分の「建築」及び「獣医」に限ります。）

5 第1次試験

- (1) 試験種目  
教養試験、専門試験（試験区分の「行政」を除きます。）及び論文試験（試験区分の「行政」に限ります。）
- (2) 試験日  
平成14年6月23日（日）
- (3) 試験会場  
県立津高等学校（津市新町3-1-1）  
県立津工業高等学校（津市半田534）  
上智大学四ツ谷キャンパス9号館（東京都千代田区紀尾井町7-1）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目  
教養試験、論文試験（試験区分の「行政」を除きます。）、論文試験（試験区分の「行政」に限ります。）、総合人物試験及び身体検査
- (2) 試験日及び試験会場

平成14年7月下旬から8月中旬までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7 受験申込書の配布場所

三重県人事委員会事務局、三重県庁玄関受付案内、三重県内の各県民局企画調整部、津地方県民局久居建設部、南勢志摩県民同志摩建設部、三重県東京事務所及び三重県大阪事務所

8 受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9 受験申込書の受付期間

平成14年5月14日(火)から同月31日(金)までとします。

なお、郵送による申込みは、平成14年5月31日の消印のあるものまで、インターネットによる申込みは、平成14年5月23日(木)午後5時までに到着したのものまでを有効とします。

10 採用

この試験の合格者は、三重県職員A試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。採用の時期は、平成15年4月1日の予定です。

11 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局(〒514-0004 津市栄町一丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932)へしてください。

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

平成14年5月14日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 特定役務の名称 平成14年度三重県広報紙「県政だより みえ」の印刷及び附帯業務
- 2 担当部局 三重県津市広明町13番地  
三重県総合企画局広聴広報チーム
- 3 落札決定日 平成14年4月5日
- 4 落札者 三重県津市半田川田町142  
株式会社アイブレーション津営業所  
取締役 楠木 勝俊
- 5 落札金額 70,035,000円(うち消費税及び地方消費税3,335,000円)
- 6 決定手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成14年2月22日

お知らせ

「地域子育てサポートシステム基盤整備事業」を実施するにあたり、プロデュース業務の受託希望者を募集します。

平成14年5月14日

三重県知事 北川 正 恭

1 委託事業の趣旨及び目的

急激な社会環境の変化を背景に、出生率の低下による少子化が進行しており、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が国民的な課題となっています。

児童虐待の急増等にも見られるように、家庭や地域における子育て機能の低下が指摘されるなかで、地域の子育て機能を回復し多様な子育てニーズに対応できる子育てサポートシステムの構築が求められています。

雇用環境の厳しい今日、求職中等の人材を地域における子育て資源として活用し、子育てを地域全体で支える気運を醸成するとともに、子育て支援社会の構築に向けて、地域における子育てサポートシステムの基盤整

備をはかることとします。

## 2 公募対象委託業務に関する事項

### (1) 委託事業の名称

地域子育てサポートシステム基盤整備事業

### (2) 委託事業の概要

地域における子育てサポートシステムの基盤整備をはかるため、市町村を支援するためのアドバイザー及びコーディネーターを設置し、「地域子育て支援センター」等と連携してネットワークを形成するなかで、モデル事業の実施等により「子育てを地域全体で支える」気運の醸成に努めるとともに、子育て情報の収集・提供を行うなど、子育て支援社会の構築に向けての協働事業を展開する。

### (3) 委託期間

契約の日から平成15年3月31日まで

## 3 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

### (1) 地域における子育て支援活動の経験と実績を有すること。

### (2) 子育て支援社会の構築に関する知識と意欲を有すること。

### (3) 三重県会計規則に基づく入札参加資格者名簿（物件の買入れ等）に登録されていること。

なお、上記の入札資格を得ていない者にあつては、競争入札参加資格審査申請書（物件の買入れ等）を、平成14年5月20日（月）までに三重県出納局出納チームに提出し、登録の手続きを行うこと。

### (4) 連絡調整の担当者を1名以上配置することができること。

## 4 最適受託者選定の評価基準

子育て環境づくりに関する活動経験と実績、子育て支援に対する考え方・企画提案内容・概算見積額等を総合的に評価し、最適と判断された者としてします。

## 5 応募説明会

説明会を次のとおり開催し、提案募集要領等の説明をします。

（説明会への出席希望者は、説明会前日までに電話で問い合わせ先まで連絡してください）

### (1) 日時 平成14年5月21日（火）午前10時から午前11時まで

### (2) 場所 アスト津3階 県民交流センターミーティングルーム1・2

## 6 説明会後のスケジュール

### (1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査

企画提案参加希望の申込みに基づき資格審査を行います。なお、参加希望申込書は、説明会において配布します。

提出期限 平成14年5月28日（火）午後4時

提出場所 三重県津市広明町13番地  
三重県健康福祉部こども家庭チーム内  
FAX 可 (059-224-2270)

### (2) 企画提案書の応募

次のとおり提出してください。

企画提案書の様式及び内容

ア 様式 任意（A4版5枚程度）

イ 内容 (ア) 地域における子育て支援の考え方  
(イ) 子育て支援サポートシステム構築支援の具体的な手法  
(ウ) 概算見積額の積算根拠

提出期限 平成14年6月17日（月） 正午必着

提出場所 三重県津市広明町13番地  
三重県健康福祉部こども家庭チーム内  
（持参又は郵送してください。）

### (3) 提案に対するプレゼンテーション

プレゼンテーション日時等は、提案書の提出があつた者に対して後日通知します。

### (4) 委託契約の締結

最適受託者と判断された者と業務協議を行い、委託契約を締結します。

7 その他

- (1) 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 提案に必要な費用については、提案者の負担とします。
- (3) 提出のあった各提案書については返還しません。

8 問い合わせ先

郵便番号 514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部こども家庭チーム 子育て家庭支援グループ 担当 池田

電話 059-224-2271

FAX 059-224-2270

毎週火、金曜日発行

購読料（送料並びに消費税及び地方消費税含む。）

1 箇月 3,000円

1 箇年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/>

平成14年5月14日発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862